



2022年7月29日

各 位

会 社 名 株式会社レスターホールディングス
(コード：3156 東証プライム市場)
代表者名 代表取締役 朝香 友治
問い合わせ先 常務執行役員 二島 進
(電話：03-3458-4619)

特別調査委員会の調査報告書公表に関するお知らせ

当社は、2022年7月28日付「特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」に記載のとおり、当社の海外子会社において、従業員の親族が営む現地企業との取引にコンプライアンス違反があった（以下「本事案」といいます。）とする調査報告書を受領し、個人情報、機密情報保護等の観点から部分的な非開示措置を施しておりましたが、非開示措置が完了いたしましたので、別添のとおり、調査報告書（開示版）を公表いたします。

記

1. 特別調査委員会の調査結果について

特別調査委員会の調査結果につきましては、添付の「調査報告書（開示版）」をご覧ください。

2. 当社連結財務諸表に与える影響について

当社は、本事案に伴う逸失利益の額につきまして、過年度及び2022年3月期第1四半期から第3四半期までの連結財務諸表に与える影響が軽微であることから、当該期間の連結財務諸表の訂正は行わず、2022年3月期決算において一括処理することとし、2022年5月11日付「2022年3月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」を訂正いたします。詳細につきましては、本日公表予定の「（訂正・数値データ訂正）「2022年3月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」の一部訂正について」をご参照ください。

3. 特別調査委員会の調査結果を受けた今後の対応について

当社は、特別調査委員会の調査結果を真摯に受け止め、特別調査委員会の提言に沿って再発防止策を策定し、実行してまいります。

なお、具体的な再発防止策は決定次第、改めてお知らせいたします。

当社の株主、投資家、市場関係者の皆様ならびにお取引先その他すべてのステークホルダーの皆様にご多大なご心配とご迷惑をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

以上

調査報告書

2022年7月28日
特別調査委員会

2022年7月28日

株式会社レスターホールディングス 御中

株式会社レスターホールディングス 特別調査委員会

委員長 松 山 遙

委員 小 川 尚 史

委員 荒 張 健

委員 井 上 寅 喜

目次

第 1 調査の概要	1
1 調査開始の経緯	1
2 調査対象事項	1
3 調査体制	1
(1) 委員	1
(2) 調査補助者	2
(3) 会社事務局	2
4 調査実施期間	2
5 調査の方法	2
(1) 本事案について	2
(2) 類似事案調査について	5
6 本調査の前提条件・限界	6
第 2 本調査により判明した事実経緯	8
1 前提事実	8
(1) RHD グループの沿革及び関係会社	8
(2) バイテック HD の沿革	8
(3) VWPG の沿革	9
(4) VWPG の組織・管理体制	9
(5) ビジネスの流れ	13
2 本事案の発覚から本調査開始に至る経緯	17
(1) W1 社からコンプライアンス違反行為の疑いに関する報告（口頭）	17
(2) W1 社報告書の受領と対応策の検討	18
(3) 第 3 四半期決算における経理部・監査法人との情報共有	21
(4) 中国事務所による調査	25
(5) 2022 年 3 月期年度決算における経理部・監査法人との情報共有	26
(6) 経理部・監査法人との調査結果の共有	26
第 3 当委員会における分析・検討	29
1 W1 社報告書、中国事務所最終報告書及び RHD 報告書について	29
(1) W1 社報告書の調査方法・内容	29
(2) 中国事務所最終報告書の調査方法・内容	30
(3) RHD 報告書の調査方法・内容	32
2 当委員会における関係当事者の考え方	33
(1) 関係者・関係企業等デュー・ディリジェンスの結果	33
(2) C 氏が株主として登録されている会社について	34
(3) B 氏が関係する企業グループについて	36

(4) 当委員会が認定した「関係当事者」及び VWPG との取引	37
3 E 社及び F 社と VWPG との取引の評価	38
(1) E 社及び F 社と VWPG との取引に係る社内プロセスの適切性	38
(2) E 社及び F 社と VWPG との取引の合理性 (VWPG の損害の有無)	38
4 D 社と VWPG との取引の評価	41
(1) D 社と VWPG との取引に係る社内プロセスの適切性	41
(2) D 社と VWPG との取引内容の合理性	42
(3) VWPG との取引により D 社が得た利益、VWPG の損害の有無	48
5 件外調査により発見された不正・コンプライアンス違反の疑義	51
第 4 原因分析	52
1 VWPG における社内管理体制等について	52
(1) 利益相反取引に関する社内管理体制の不備	52
(2) 行動規範の周知徹底の不足	53
(3) RHD が VWPG を子会社化した際に適切な管理体制を構築していなかったこと	53
2 RHD グループにおける子会社管理体制について	54
(1) 組織上の位置づけと業務上の位置づけが一致していなかったこと	54
(2) RHD グループにおける子会社管理体制の中で重視されていないこと	55
3 RHD におけるリスク管理体制について	56
(1) コンプライアンス委員会に対して適切な報告が行われていないこと	56
(2) RHD グループ内における適切な情報共有・連携がされていないこと	57
(3) 経理担当の役職員の「監査における不正リスク対応基準」に関する理解不足	59
(4) RHD グループ役職員の決算開示の重要性に対する感度の低さ	61
第 5 再発防止に向けた提言	63
1 VWPG における適切な社内管理体制の確立	63
2 RHD グループにおける VWPG の位置づけ・管理体制の整理	63
3 コンプライアンス違反が発覚した場合の報告体制	64
4 RHD 役職員・経理担当の役職員らの意識改革と教育	65
第 6 結語	66

第1 調査の概要

1 調査開始の経緯

株式会社レスターホールディングス（以下「RHD」という。）は、2021年12月、W1社から、両グループによるジョイントベンチャーである Vitec WPG Limited（以下「VWPG」という。）における取引の一部にコンプライアンス違反の疑い（以下「**本事案**」という。）が生じている旨の報告を受けた。かかる報告を受けて、RHD において中国の弁護士事務所に依頼して調査を実施したところ、VWPG の従業員の親族が営む現地企業との取引において、逸失利益が生じている可能性があることが判明した。

RHD は、本事案の事実関係及び本事案に類似する事象の存否などについて実態把握をする必要があると判断し、公正で適正な調査を行うため、2022年6月6日、外部の有識者等で構成する特別調査委員会（以下「**当委員会**」という。）を設置し、かかる調査（以下「**本調査**」という。）を委嘱した。

2 調査対象事項

当委員会が RHD から委嘱を受けた事項は、以下のとおりである。

- (1) 本事案に係る事実関係の調査
- (2) 本事案に類似する事象の有無の調査
- (3) 本事案が事実であることが判明した場合、その影響額の算定
- (4) 本事案が事実であることが判明した場合、その原因の究明及び再発防止策の提言
- (5) 上記各号の事項を遂行した結果に基づく調査報告書の作成、及びその調査報告書の RHD への提出
- (6) その他、調査委員会が必要と認めた事項

3 調査体制

(1) 委員

委員長：松山 遙（弁護士 日比谷パーク法律事務所）¹
委員：小川 尚史（弁護士 日比谷パーク法律事務所）
委員：荒張 健（公認会計士 EY フォレンジック・アント・インテグリティ合同会社）
委員：井上 寅喜（公認会計士 株式会社アカウンティング・アドバザリー）

¹ 本調査開始時においては RHD 社外取締役（監査等委員）であり、2022年6月末に退任した。

(2) 調査補助者

当委員会は、本調査の実施に当たり、VWPG 及び RHD グループからの独立性及び中立性を有する下記の者を調査補助者として任命し、本調査の補助に当たさせた。

日比谷パーク法律事務所	弁護士 井上拓、同 田島明音
EY 新日本有限責任監査法人	公認会計士 曾木貴子、同 川中雄貴、同 村田篤耶、同 田村洋平、同 越山泰先、同 渡井肇洋、公認情報システム監査人 西原則晶、公認不正検査士(デジタル・フォレンジック担当) 両角智之、和栗裕樹、他 25 名
Ernst & Young (China) Advisory Limited	米国弁護士 三宅亜紀子、中国公認会計士 刘东、同 王雪琳、デジタル・フォレンジック担当 史玉丹、他 18 名
株式会社アカウンティング・アドバイザー	弁護士 平井太、中国公認会計士 ルアン・リンナ、同 チン・グロリア

(3) 会社事務局

当委員会は、RHD の従業員 2 名を会社事務局として指名し、RHD 及びその傘下のグループ会社（以下「RHD グループ」という。）内の資料等の提出、ヒアリング日程の調整その他の事務を行わせた。

4 調査実施期間

当委員会は、2022 年 6 月 6 日から同年 7 月 27 日までの間、本調査を実施した。

5 調査の方法

(1) 本事案について

RHD は、2021 年 12 月 24 日、W1 社より、同社が本事案に関して調査を実施した結果をまとめた 2021 年 10 月 8 日付報告書（後記のとおり、同報告書に記載されている作成日付は 2021 年 10 月 8 日付であるものの、同報告書が完成したのは同年 12 月である。以下「W1 社報告書」という。）を受領し、VWPG における取引の一部にコンプライアンス違反の疑いがあることを認識した。これを受けて、RHD としても本事案に関して調査を実施することとし、2022 年 1～2 月にかけて複数の弁護士事務所（香

港・中国・日本)に相談した上、同年2月16日に中国のY事務所に一連の調査・交渉を委任することを決定した。その後、Y事務所は、RHDに対し、会計データ等の調査を実施した上で2022年4月19日付中間報告書(以下「中国事務所中間報告書」という。)を提出し、その後に調査対象者であるA氏との面談を実施した上で同年5月29日付報告書(以下「中国事務所最終報告書」という。)を提出した。RHDは、これらの報告書のほか、独自の調査結果をも勘案した2022年5月30日付報告書(以下「RHD報告書」といい、これら3通の報告書を「先行調査報告書」という。)を作成し、同日、監査法人に対して提出した²。

以上のとおり、本事案に関しては、当委員会が調査を開始する時点において、既に3通の先行調査報告書が存在した。

そこで、当委員会としては、ひとまず、先行調査報告書における調査プロセスを確認し、それらの調査・分析結果を検証することとした。それと並行して、これらの先行調査における調査対象範囲が適切であったかどうか(具体的には、A氏の関与するコンプライアンス違反の疑いのある取引が他にもないかどうか、A氏が関与するもの以外にVWPG又はRHDグループでコンプライアンス違反の疑いのある取引がないかどうか)等を検証するために、以下のとおり、関係者・関係企業等デュー・ディリジェンス、会計データ(仕入・販売データ等)の分析、関係者に対するヒアリング、デジタル・フォレンジック及びアンケート調査を実施した。

なお、当委員会による上記調査においては、2015年1月1日から2022年3月31日までのVWPGにおける取引を対象とした(以下「調査対象期間」という。)。ただし、調査手続によっては別途調査対象期間を設定した。

① 先行調査の実施状況の確認

当委員会は、2022年6月22日及び7月19日、W1社担当者に対してヒアリングを実施し、W1社において本事案を認識してから調査を実施した経緯(調査の方法等を含む。)及びRHDに対してW1社報告書を提出した経緯等について説明を受けた。

また、当委員会は、2022年6月24日、Y事務所において本事案の調査を担当した弁護士に対してヒアリングを実施し、RHDから本事案の調査の依頼を受けてから調査を実施した経緯(調査の方法等を含む。)について説明を受けた。

さらに、当委員会は、随時、RHD及び株式会社レスターエレクトロニクス(以下「REC」という。)の担当者に対してヒアリングを実施し、RHD報告書における調査の方法等について説明を受けた。

² 以上の事実経緯については、後記「第2・2」に記載のとおりである。

② 関係者・関係企業等デュー・ディリジェンス

当委員会は、本事案の関係者・関係企業等の範囲及びその関係性を把握すべく、ウェブサイト、登録情報等の公開情報やデジタル・フォレンジック手続等の結果から得られた情報等から、下記の観点に関して、以下に記載したとおりのデュー・ディリジェンスを実施した。

1. VWPG の従業員による利益相反の有無について
 - a. VWPG の従業員情報（配偶者情報を含む。）と、デュー・ディリジェンス対象企業（VWPG の仕入先上位等 24 社）及び本事案の関係者等の 4 者（後記「第 3・1・(1)」記載の関係者 3 者及び■■■■氏³。以下「本件 4 者」という。）の関係会社グループの関連人物⁴を突合し、該当者の有無を把握する。
2. VWPG の仕入先上位等 24 社について
 - a. VWPG の仕入先上位等 24 社間の関係性につき、住所、会社の連絡先、創設者・株主、取締役などの一致の有無を把握する。
 - b. VWPG の仕入先上位等 24 社と W1 社報告書に記載されていた関係企業間の関係性につき、住所、会社の連絡先、創設者・株主、取締役などの一致の有無を把握する。
3. 本件 4 者の関係会社グループについて
 - a. 本件 4 者が関係すると思われる会社を会社登録情報から検出する。
 - b. a で検出された本件 4 者の関係会社グループ間の関係性につき、住所、会社の連絡先、創設者・株主、取締役などの一致の有無を把握する。
 - c. 本件 4 者の関係会社グループと VWPG 仕入先上位等 24 社間の関係性につき、住所、会社の連絡先、創設者・株主、取締役などの一致の有無を把握する。

③ 会計データ（仕入・販売データ等）の分析

当委員会は、調査対象期間（2015 年 1 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日まで）における VWPG の会計データ（仕入・販売データ等）を入手し、D 社、E 社及び F 社⁵からの仕入分について製品アイテムごとに仕入単価を分析するとともに、売上データを査

³ ■■■■氏は、過去に B 氏と同じ会社の株主であることから、深圳を拠点とする B 氏が香港を拠点とする関係会社グループをとりまとめる際に、業務上の関係にある人物ではないかと考えられる。

⁴ 関連人物とは、創設者、株主、取締役、ウェブサイトやデジタル・フォレンジックで検出された経営者や従業員などを指す。

⁵ 当委員会において、これら 3 社を調査対象とした理由については、後記「第 3・2・(4)」記載のとおりである。

関し、赤字販売（粗利率がマイナス）となっている製品アイテムの有無を確認し、赤字販売についてはその詳細な内容（理由等）を確認した。

また、D社から2019年5月から2022年6月末までの銀行入出金明細を入手し、主な入出金先の分析を行った。

これらの手続の詳細は、後記39ページの図に記載している。

④ 関係者に対するヒアリング

当委員会は、別紙1「ヒアリング対象者一覧」記載の合計29名に対し、合計47回のヒアリング調査を実施した。

⑤ デジタル・フォレンジック

当委員会は、VWPG職員9名（退職者を含む。）のメールサーバのデータを保全し、そのうち5名について当委員会が適切と認めるキーワード等を利用してデータを検索し、抽出した17785件についてドキュメントレビューを実施した。また、A氏の個人端末（PC・携帯端末）のデータは、中国本土にて保全し、キーワードやファイルパス等を利用してデータを検索し、抽出した873件についてドキュメントレビューを実施した。これらの手続には、後記39ページの図に記載のデジタル・フォレンジック手続を含んでいる。

なお、デジタル・フォレンジックの概要及び対象者については、別紙2「デジタル・フォレンジックの概要」に記載のとおりである。

(2) 類似事案調査について

① アンケートの実施

当委員会は、本事案に類似する事象の有無の調査のため、2022年3月31日時点におけるRHD及びRHDグループの連結子会社、非連結子会社（ただし、休眠会社、及び清算中の会社を除く。）の合計42社の役職員（ただし、本事案の内容に鑑み業者選定の権限がない役職員⁶、契約社員、嘱託社員及びパート・アルバイトを除く。）に対して、アンケート調査を実施した。

当委員会は、2022年4月1日以降の退職者29名及び休職中の者25名を除く対象役職員全員1624名から回答を受領した。

⁶ 業者選定の権限がない役職員は、RESTAR ELECTRONICS VIETNAM COMPANY LIMITED 及び DONGGUAN CU TECH ELECTRONICS CORPORATION の工場作業員1144名、株式会社バイテックファーム鹿角、株式会社バイテックファーム七尾、株式会社バイテックファーム大館及び株式会社バイテックファーム薩摩川内の栽培場作業員30名、株式会社アルスネットの入出荷作業員10名である。

6 本調査の前提条件・限界

本報告書は、前記「第1・4」の時間的制約の中で、前記「第1・5」の調査方法に基づき実施されたものであるところ、以下の前提条件及び限界があることに留意されたい。

第一に、本調査は、主に本事案に係る一連のプロセスにおけるコンプライアンス違反の有無について検証したものであり、関与した経営陣の法的責任の有無について検証したものではない。それに加えて、本報告書における事実の認定及び法令解釈等について、裁判所や関係当局等が当委員会と同様の見解を採用することを保証するものではない。

第二に、本調査は、捜査機関による捜査等とは異なり、法的な強制力の伴わない関係者の任意の協力に基づくものであるため、本調査の基礎としたヒアリングや関係資料に関し、関係者の協力の程度に影響を受けることは否定できず、その真偽、完全性及び網羅性等について確認する手段は限定されていた。本調査の実施に当たり、少なくとも、以下の制約があったことを指摘する。

- (a) D 社において、会計帳簿が作成されておらず、帳票類も整理されていなかったため、これらの提供を受けることができなかったこと
- (b) 本事案発覚の端緒となる申告をした社員につき、ヒアリングを実施できなかったこと
- (c) W1 社報告書で関係者と指摘されていた B 氏に対する調査協力依頼に関し、主要な点についてはヒアリングにより回答を受けることができたものの、一部については営業上の秘密を理由に回答を拒まれるなど、その調査協力は限定された範囲にとどまったこと
- (d) A 氏によれば、B 氏との間のビジネス上の遣り取りは概ねコミュニケーションツール (WeChat) 上で行っていたとのことであったが、A 氏が Y 事務所からヒアリングを受けるなどした際に WeChat の履歴を消去してしまったとのことであり、当該遣り取りの内容を明らかにする客観的な資料の提供を受けることができなかったこと

第三に、本調査は、前記「第1・4」の時間的制約の中で実施されたものであり、その調査の範囲及び深度は時間的・人的な資源の制約に服するものであった。

第四に、本調査における各認定事実は、ヒアリングや関係資料を前提としているところ、これらは、その性質上、以下に掲げる前提条件及び限界に服する。

- (a) RHD グループ各社及びその役職員が当委員会に開示・提出した書類は全て真正な原本又はそれと同一性を有する写しであること
- (b) RHD グループ各社及びその役職員が当委員会に開示・提出した情報・データは全て真正かつ正確なものであり、改変等されていないこと

- (c) A 氏及び D 社が当委員会に開示・提出した書類は全て真正な原本又はそれと同一性を有する写しであること
- (d) A 氏及び D 社が当委員会に開示・提出した情報・データは全て真正かつ正確なものであり、改変等されていないこと
- (e) RHD グループ各社及びその役職員並びに A 氏及び D 社が、当委員会の検討対象となった事項について重大な影響を及ぼす情報の開示を留保したことはないこと

なお、当委員会の受嘱事項は前記「第 1・2」のとおりであり、本報告書はその目的以外の目的に用いられることを予定していない。また、当委員会による調査は、RHD からの委嘱を受けて、RHD グループのために行われたものであり、当委員会は、当該調査及びその結果について、RHD グループ以外の第三者に対して責任を負わない。

第2 本調査により判明した事実経緯

1 前提事実

(1) RHD グループの沿革及び関係会社

RHDは、2019年4月1日、株式会社UKCホールディングス（以下「UKC」という。）と株式会社バイテックホールディングス（以下「バイテックHD」という。）が経営統合して設立された会社である。

UKCは、半導体及び電子部品事業、電子機器事業及びシステム機器事業を営む会社である。

また、バイテックHDは、その傘下に半導体及び電子部品事業を営むバイテックグローバルエレクトロニクス株式会社（以下「VGEL」という。）、調達事業を営むPTT株式会社（以下「PTT」という。）並びに環境エネルギー事業を営む株式会社バイテックグリーンエナジー（発電事業）及び株式会社バイテックベジタブルファクトリー（植物工場事業）等を抱える完全持株会社である。

VGELは、2019年4月1日の経営統合に際して、UKCのデバイス事業を承継し、「レスターエレクトロニクス株式会社」（REC）へと商号変更を行った。

また、調達事業を営むPTTは、2020年7月1日付けで「株式会社レスターサプライチェーンソリューション」へと商号変更を行った（以下「RSC」という。）。

2022年5月31日時点におけるRHDのグループ会社（本事案に係る会社及び件外調査の対象会社）は、別紙3「関連図」記載のとおりである。

(2) バイテックHDの沿革

バイテックHDは、2015年10月1日、株式会社バイテック（以下「バイテック」という。）から、デバイス事業、環境エネルギー事業及び太陽光発電事業をバイテックの100%子会社に承継させる3件の会社分割を行うとともに、商号変更（バイテック→バイテックHD）を行うことで持株会社へと移行した会社である。なお、デバイス事業を承継したのがVGEL、環境エネルギー事業を承継したのがバイテックグリーンエナジー株式会社、太陽光発電事業を承継したのが株式会社バイテックソーラーエナジーである。

これにより、バイテックHDの下には、主要な事業子会社（100%子会社）として、VGEL（デバイス事業）、バイテックグリーンエナジー株式会社（環境エネルギー事業）及び株式会社バイテックソーラーエナジー（太陽光発電事業）のほか、PTT（調達事業）が存在する形となった。

その後、バイテックHDは、2016年6月30日付でバイテックHDが所有するPTT株式の19.9%をP社に譲渡し、PTTにおいてP社の調達機能を補完する外部パートナー

として部材調達業務を受託することとした。

バイテック HD では、上記資本業務提携を契機として、調達受託ビジネスを事業化し、事業基盤の更なる強化を図ることとし、VWPG の■■■■（取引先）とのビジネスを調達受託ビジネスへ発展させること等を企図して、2018 年 12 月 28 日付で所有する VWPG 株式を PTT に譲渡した。

(3) VWPG の沿革

VWPG は、RSC が 50.1%、W2 社が 49.9%を所有する W1 社グループとの合弁会社である。

当初は、W2 社が 50.1%、M1 社が 49.9%を所有する合弁会社（当時の商号は「Teksel WPG Limited」であり、以下「TWPG」という。）であり、日系顧客の海外サポート会社として設立された。

バイテックは、2014 年 12 月 1 日、M1 社の 100%子会社である M2 社からデバイス事業を承継するとともに、M1 社が所有する TWPG 株式全てを譲り受けた。

さらに、バイテック HD は、2016 年 4 月 26 日、W1 社グループとの連携加速を図る目的で、W2 社から TWPG 株式 2 株(約 0.2%)を取得し、50.1%を所有することとなった（なお、当該追加取得に先立ち、2016 年 1 月 1 日付で TWPG は VWPG へと商号変更した。）。

前述したとおり、VWPG の主要な業務は、当初は日系顧客に対する商談案件の現地フォロー及び■■■■（取引先）向け部品調達事業であり、バイテック HD グループにおける調達受託ビジネスの強化のために PTT の子会社とされたが、その後、■■■■（取引先）向け部品調達事業は縮小し、現時点では日系の EMS 顧客を中心に W1 社商材を販売することが主要な業務となっている。

(4) VWPG の組織・管理体制

① VWPG の拠点・人員体制

VWPG は、香港に本社があり、シンガポールに支店を置き、深圳（Shenzhen）及び蘇州（Suzhou）に出張所を置いている。これらの場所にはいずれも W1 社のオフィスがあり、VWPG のオフィスは、W1 社オフィスの一部を借りて事業に当たっている。

2021 年 3 月時点では、香港に代表者である R1 氏及びスタッフ 4 名の合計 5 名、深圳に A 氏及びスタッフの合計 4 名、蘇州にスタッフ 1 名、シンガポールにスタッフ 2 名が在籍していたが、同年 1～4 月にかけて香港のスタッフ 4 名全員が退社したため、深圳及び蘇州にて増員し、2022 年 5 月時点では、香港に 1 名、深圳に 7 名、蘇州に 2 名、シンガポールに 2 名という体制である。

R1 氏及び A 氏は、当初は M2 社の社員であったが、バイテックが M2 社からデバイス事業を承継したことに伴いバイテックの社員となり、バイテックが持株会社への移行に伴いデバイス事業を VGEL へ分割承継させたことから、現在は REC の社員となっている⁷。バイテックと TWPG は、2015 年 3 月 1 日、R1 氏及び A 氏を TWPG へ出向させる旨の出向契約を締結しており、現時点においても、両名は REC からの出向として VWPG にて勤務している。

また、その他のスタッフは、香港及びシンガポールでは VWPG が直接雇用し、その他の出張所では W1 社との業務委託契約に基づくシェアードサービスとして派遣されているとのことである。

② VWPG における職務分掌

VWPG の深圳拠点には、2021 年 4 月時点において、Branch Manager の A 氏のほか、Manager の V2 氏、Field Sales Engineer の V3 氏及び Sales Assistant の V4 氏が在籍しており、VWPG 本社（香港）において退職者が続いたことから、深圳拠点において、新たに V5 氏、V6 氏、V7 氏及び V8 氏を採用した。A 氏、V2 氏、V3 氏及び V5 氏が営業担当であり、顧客ごとに分担して営業活動（販売/仕入/PSI 納期管理/売込み活動など）を担当している。V4 氏、V6 氏、V7 氏及び V8 氏はアシスタント業務に従事している。

A 氏は、2014 年 5 月 12 日から VWPG に出向して深圳オフィスで勤務しており、当初は一般職として仕入・調達業務を担当していたが、2016 年 4 月に Branch Manager に昇格し、それ以降、在庫管理や新規のサプライヤー開拓といった業務も担当している。

また、VWPG 本社（香港）には、2021 年 1 月時点において、Senior Sales Executive の V1 氏、Sales Executive の V9 氏（2020 年 7 月 9 日より休職中）、Sales Coordinator の V10 氏及び Sales Assistant の V11 氏が在籍していたが、同年 1 月～4 月にかけて、4 名全員が退職した。V1 氏は主に■■■■（取引先）調達代行 Project の営業を担当し、V9 氏は主に日系企業向け販売の営業を担当し、V10 氏は主に■■■■（取引先）調達代行 Project のアシスタント業務を担当し、V11 氏は日系企業向け販売のアシスタント業務に従事していた。

③ 内部管理体制

VWPG は、拠点ごとに W1 社との間で業務委託契約を締結し、内部管理に関する業

⁷ A 氏については、中国での就労ビザを取得する関係で、深圳の W8 社との間でも形式的に雇用契約を締結しているとのことである。

務を委託しており、W1社に対し、総額で73万3493.60USドル（89百万円）⁸（2021年4月～2022年3月実績）の委託費用を支払っている。

RHD及びRSC関係者に対するヒアリングによれば、バイテックがM1社からTWPG株式を譲り受ける以前から、TWPGでは、内部管理に関する業務をW1社へ委託し、W1社のシステムを用いて仕入・販売の管理を行っていた。すなわち、バイテックが買収する前のTWPGは、W1社の事務所の中にオフィスを構え、M2社からの出向社員（R1氏及びA氏）が、現地社員及びW1社からのシェアード社員とともにW1社のシステムを使って業務を行っていた。そして、バイテックがTWPGを買収し、TWPG株式を買い増して過半数を取得してVWPGへ商号変更した際にも、業務フローはそのままで見直されておらず、現在に至るまで買収前の状況と同じ業務フローとなっているとのことである。

R1氏及びA氏に対するヒアリングによれば、VWPGにおける社内承認プロセスは、以下のとおりである。

(a) VWPGが仕入れを行う場合

W1社が仕入れを行う場合には、新規仕入先・部品をシステム登録する必要があり、VWPG担当者が申請し、W1社審査の承認を経てシステム登録される。仕入先登録情報を修正する際も同様である。申請するためには必要な書類が複数あり、申請してからシステム登録されるまでの期間は、3～4日程度である。

仕入先に対して発注する際には、VWPG担当者が申請部門責任者（VWPGのR1氏）に対して申請し、その承認を受けて発注書（PO）を発行する。申請してから発注書が発行されるまでの期間は1日程度である。

仕入先に対する支払については、VWPG担当者が申請し、申請部門責任者（VWPGのR1氏）及びW1社経理担当者の承認を受けて支払が実行される。

VWPGでは、仕入先に対して入荷前に支払う（前払いする）場合には、登録後に社内申請手続を進めて約1週間後に支払が実行されるのが通例であり、即日支払を実行することは認められていない。

(b) VWPGが販売を行う場合

VWPGが販売を行う場合には、新規顧客（販売先）をシステム登録する必要があり、VWPG担当者が申請し、申請部門責任者（VWPGのR1氏）及びW1社審査の承認を経てシステム登録される。顧客登録情報を修正する際には、VWPG担当者が申請し、W1社審査の承認を経てシステム登録される。

⁸ 本報告書における現地通貨単位による金額を日本円に換算して表記する際には、便宜上、2022年3月末日における換算レートに基づく以下の近似値を用いる。

1米ドル（USドル）：122.00円、1香港ドル（HKドル）：16.00円、1人民元（元）：19.00円

顧客の販売与信額申請（Credit limit 申請）については、VWPG 担当者が申請し、W1 社与信審査部門が審査し、申請部門責任者（VWPG の R1 氏）、W2 グループ Sales 部門責任者（CS0）及び W1 社貿易審査部門の承認を経てシステム登録される。

販売与信額以内の販売については、VWPG 担当者がシステムに入力すればロジスティック部門に連絡されて販売が実行されるが、緊急出荷等の販売与信額を一時的に超える際の特別出荷手配については、VWPG 担当者が申請し、申請部門責任者（VWPG の R1 氏）、W2 社グループ Sales 部門責任者（CS0）及び W1 社審査の承認を受けて出荷を行う。

また、顧客の指定する場所へ直送する場合には、VWPG 担当者が申請し、申請部門責任者（VWPG の R1 氏）及び W1 社審査の承認を経て、ロジスティック部門に伝えて手配する。

(c) VWPG における在庫管理

VWPG のシステムでは、半導体・電子部品等を仕入れた場合、在庫した月から引当金が計上される仕組みとなっている。引当金額を計算するための係数については、システムで設定されているため、R1 氏を含む VWPG 担当者らで詳細はわからないものの、在庫期間が 3 ヶ月を超えると仕入価額と同程度の引当金を積む必要があるという仕組みとなっていた。

④ RHD グループにおけるグループ管理体制（VWPG に関して）

VWPG は、2018 年 12 月 28 日以前はバイテックの子会社、同日以降は PTT の子会社となっており、バイテック又は PTT に対して月次で仕入れ・販売等の経理データを報告している。

また、RHD グループでは、グループ会社管理規程を策定しており、本来であれば、VWPG は RSC の子会社として同規程に基づく事前承認・報告等を行う必要がある。しかし、RSC 関係者のヒアリングによると、上記グループ会社管理規程は VWPG に共有されておらず、また、事前承認・報告を要する事項はほとんどなかったため、事前承認・報告がされたことはないとのことである。

また、RHD グループでは、グループコンプライアンス規程を策定しており、本来であれば、コンプライアンス委員会がコンプライアンス疑義事象に関する初期段階の確認、調査及び主管部署への調査指示や疑義事象への対応に関するグループ会社への指示及び助言を行うものとされているが、本事案においては、コンプライアンス委員会への報告自体が行われておらず、同委員会が調査に関与した形跡は認められない。

そのほか、RHD グループにおいては、グループ全体ではないものの、事業会社ご

とに在庫管理ルールを有していた。RSC では、在庫期間が 1 年を超えた場合には仕入金額の全額を引き当てることとされており、子会社等に対し、定期的に長期在庫（7 ヶ月以上）を超えるものについて報告を求めている。

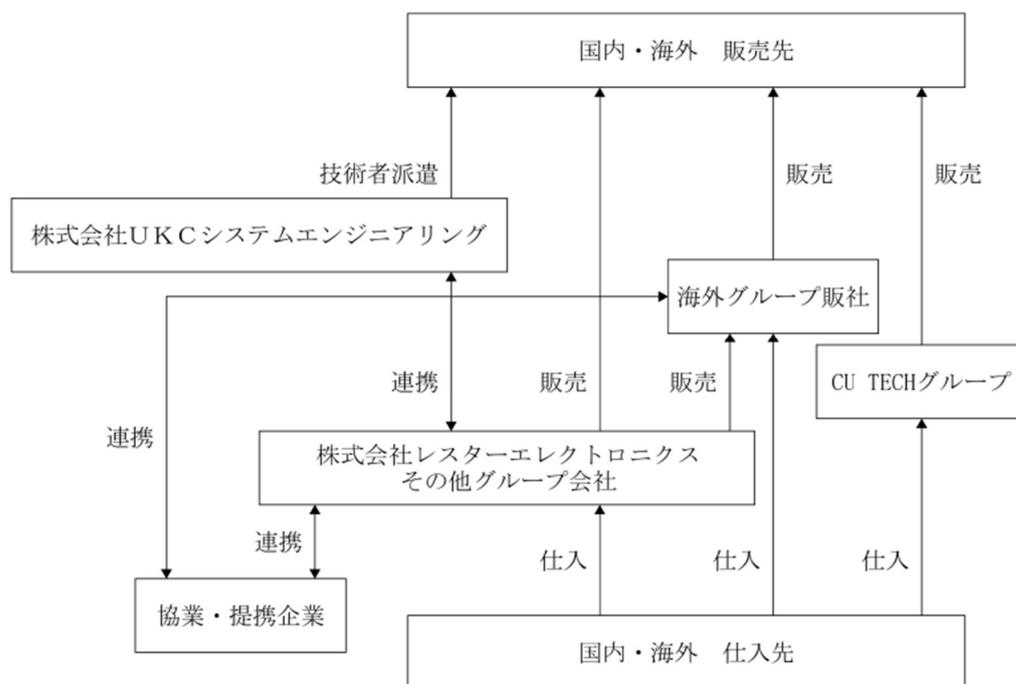
(5) ビジネスの流れ

① RHD グループにおけるデバイス事業のビジネス

RHD グループにおける半導体・電子部品事業は、主にデバイス事業と EMS 事業で構成されている。そのうち、デバイス事業の具体的な内容は、①国内外の半導体・電子部品及び関連商材の販売、②多様なラインカードの組合せによるシステム提案、③高付加価値ソリューションの提供及び液晶系・海外サプライヤーを得意とする技術サポート、④LSI 設計開発・支援、⑤信頼性試験受託サービスである。

その事業系統図は以下のとおりであり⁹、事業の中心となっているのは REC である。REC が国内・海外の販売先に営業活動を行い、受注を受けた半導体・電子部品を国内・海外の仕入先から調達して納品するというビジネスの流れとなっている。

(半導体及び電子部品事業)



REC 関係者のヒアリングによれば、REC が行っているデバイス事業とは、半導体工場の供給能力に制約があり、かつ、発注から生産まで一定の時間（3～6 ヶ月）が

⁹ RHD の有価証券報告書（2021年3月期）6頁の抜粋

かかることから、REC において顧客（販売先）から基本需要情報を先行して入手し、それを半導体工場に伝えて見込み生産を行う BtoB ビジネスであり、原則として需要と生産能力が紐付いているとのことである。

このように見込み生産であるため、顧客側の需要変化により商社（REC）に余剰在庫が発生するケースもある（これが長期滞留在庫の要因となる。）。反対に、半導体工場の供給能力不足により顧客（販売先）の需要を満たせないケースもあり、そのような場合には流通市場においてスポット調達により顧客の求める半導体部品を調達する必要がある（以下、このような流通市場における在庫品を「**市場在庫品**」という。）。このような半導体部品の流通市場は、約 20 年前までは日本が主要市場であったが、現在は中国（特に深圳）が主要市場となっているとのことである。

REC では、以前より顧客からの依頼に基づき市場在庫品のスポット調達を行っていたが、2020 年春以降の世界的な半導体不足により、特に 2021 年以降、顧客依頼によるスポット調達の需要が急増した。

市場在庫品のスポット調達の場合、調達価格は購入のタイミングによって値決めされることになり、需給逼迫時には大幅な高値となるケースもあるが、その際には顧客に対して（大幅な高値でも購入するかどうかの）意思確認を行った上、市場在庫品を調達するかどうかを決定することになるとのことである。

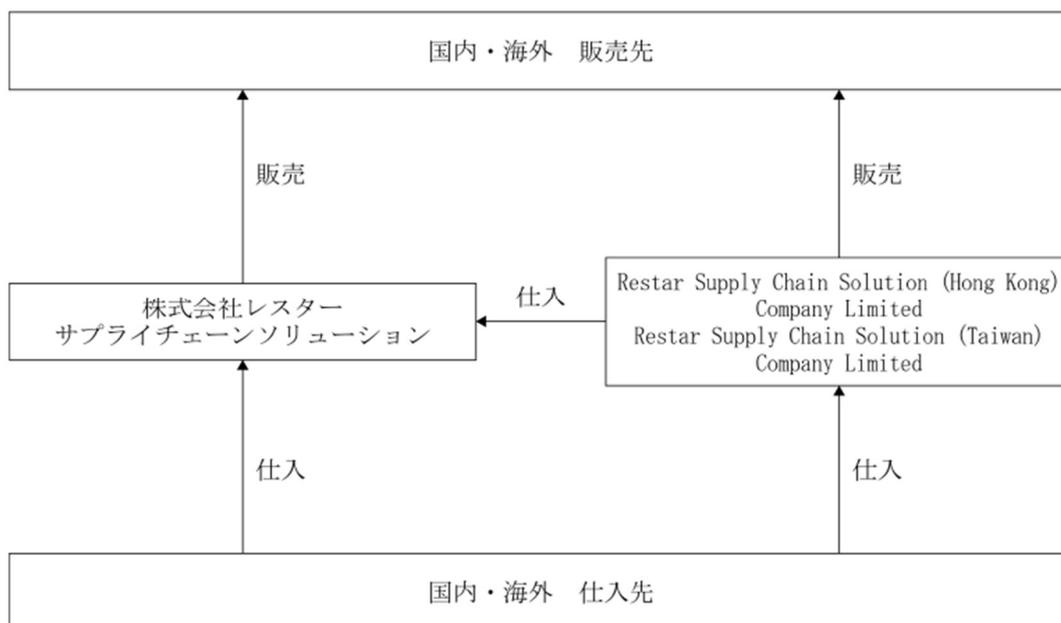
② RHD グループにおける調達事業のビジネス

RHD グループにおける調達事業の具体的な内容は、エレクトロニクスに係るグローバル調達トレーディングと関連業務の受託サービスによる最適なサプライチェーンマネジメントの提案である。

その事業系統図は以下のとおりであり¹⁰、事業の中心となっているのは RSC である。RSC が、国内・海外の販売先から調達業務を受託し、販売先の指定する半導体・電子部品を国内・海外の仕入先から調達して納品するというビジネスの流れとなっている。

¹⁰ RHD の有価証券報告書（2021 年 3 月期）7 頁の抜粋

(調達事業)



RSC 関係者のヒアリングによれば、RSC が行っている調達事業とは主に P 社の調達業務の受託であり、P 社から電気電子部品、半導体部品、その他部材の種類・価格・調達先等を指定され、指定されたとおりに調達先から電気電子部品、半導体部品、その他部材を仕入れて P 社に納品している。半導体流通市場から市場在庫品をスポット調達することもあるが、仕入先は P 社からの指定である。

③ RHD グループにおける VWPG の位置づけ

VWPG は、2014 年 12 月にバイテックが M1 社から買収し、2016 年 4 月に過半数を取得した後、2018 年 12 月 28 日に PTT（現在の RSC）の子会社となった会社である。

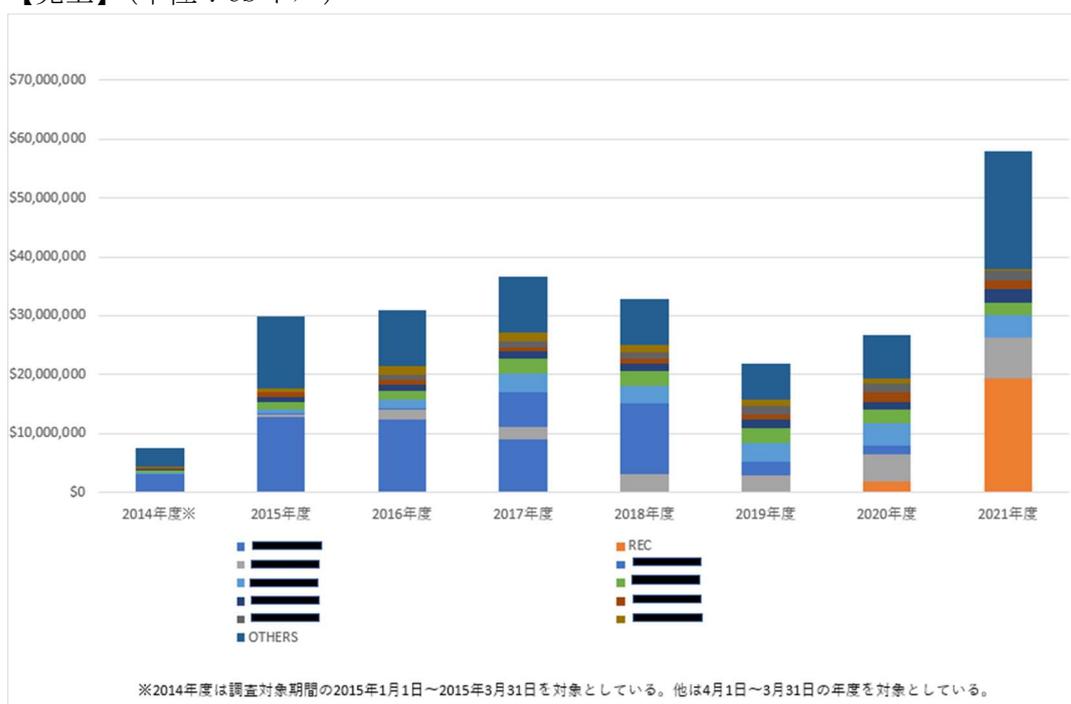
RHD 及び REC 関係者のヒアリングによれば、買収した当初の VWPG のビジネスは、①日系顧客に対する商談案件の現地フォロー、②■■■■（取引先）向け部品調達事業が中心であり、③日系 EMS 顧客に対する製品置換提案（W1 社との協業）、④現地日系顧客に対する直接販売も行っていたとのことである。これらのうち、■■■■（取引先）向け部品調達事業の売上高は 2015 年度から 2017 年度にかけて増加しており、これを受けて、バイテック HD は PTT の調達受託ビジネスを強化する目的で VWPG 株式を PTT に譲渡し、VWPG を PTT の子会社としたとのことである。

しかし、VWPG の■■■■（取引先）向け部品調達事業は 2018 年度以降縮小し、特に 2019 年度以降には急激に縮小した結果、2019 年度における VWPG のビジネスは日系顧客に対するもの（商談案件の現地フォロー、製品置換提案、直接販売）がほとんどとなった。

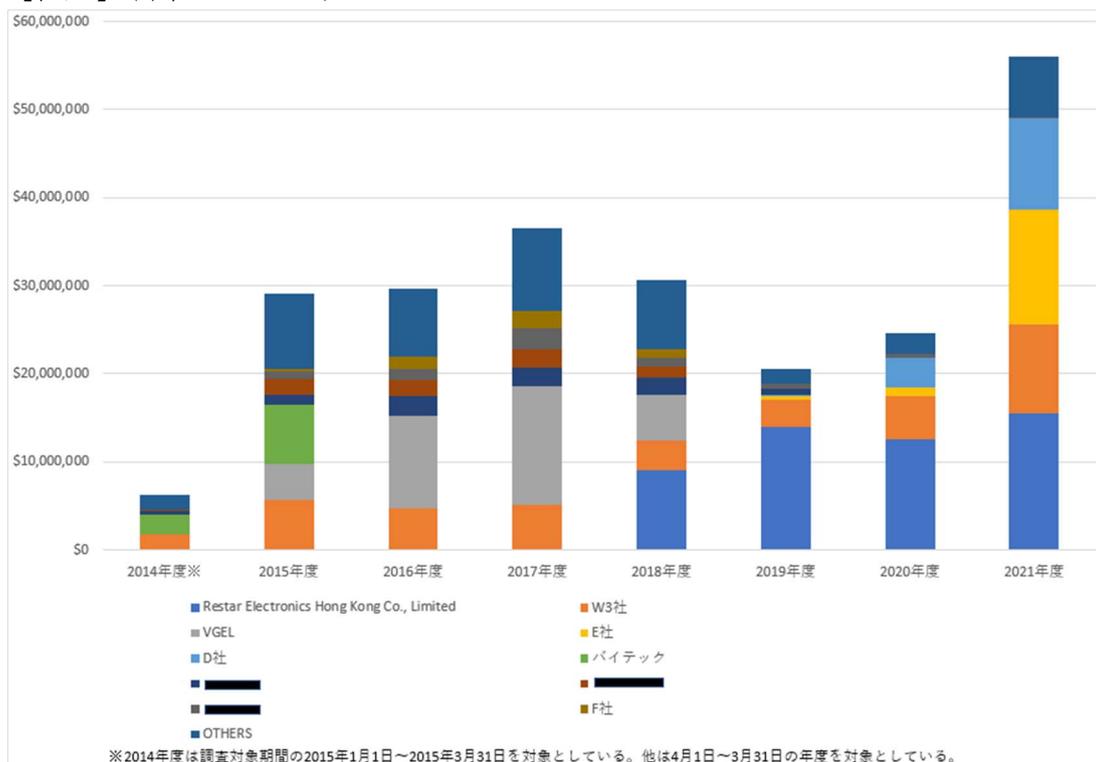
そのため、VWPG では、仕入れ・販売の月例レポート等については親会社である RSC に対して報告を行うものの、日常的な業務上のやりとりについては REC の営業担当者から直接連絡・指示を受け、REC 担当者と協議しながら進めているとのことである。

また、以下のとおり、VWPG の売上推移を見ると、2020 年度から市場在庫品の調達・販売が行われるようになり、2021 年度にはその売上げが急拡大している。これは、2020 年春以降の世界的な半導体不足を受けて、特に 2021 年以降、REC において顧客依頼によるスポット調達の需要が急増し、主要な流通市場に近い VWPG 深圳オフィスに対し、スポット調達を依頼する例が増えたからであるとのことである。

【売上】（単位：US ドル）



【仕入】（単位：US ドル）



2 本事業の発覚から本調査開始に至る経緯

(1) W1 社からコンプライアンス違反行為の疑いに関する報告（口頭）

① W1 社における調査の経緯

2021年7月、W1社香港の人事担当者は、VWPGのA氏が関与するビジネスに関して「親族取引の伝票処理がある」という報告を受けた。

W1社では、上記面談内容をW1社香港から親会社であるW1社へ報告し、W1社のCEOの指示を受けて、2021年8月末から調査が開始された。W1社は、サーバ内に残っているA氏のメール及びVWPGの売上履歴の調査等を行い、同年10月8日、報告書を作成した。W1社において同報告書が内部展開されたところ、内部から調査が不十分であるとの指摘があったことから、W1社はさらに調査を行い、スライドを追加する等して同報告書をブラッシュアップし、同年12月にW1社報告書を完成させた。ただし、W1社は日付の更新を失念したため、W1社報告書に記載された日付は「2021/10/8」のままとなっている。

② W1 社から REC への非公式な報告（2021年10月20日）

RECからREC香港（RESTAR ELECTRONICS HONG KONG CO., LTD）に出向して総経理

を務めている R2 氏は、2021 年 10 月 20 日、W1 社の W4 氏から、①VWPG にて REC 出向社員によるコンプライアンス違反取引が発生している可能性があり、調査中であること、②（W1 社が作成した 2021 年 10 月 8 日時点の報告書の共有はなされていないが）これまでの調査の結果、同出向社員の中国人の妻の会社が関与している取引に問題があること、具体的には W2 社から商品を VWPG が仕入れ、中国の商社に販売した後、同一製品、同一数量を高値で買い戻していることが判明したこと、③同調査は遅くとも年内には完了する見込みであること、④W1 社の CEO は本事案について非常に憤慨しており「Vitec に Majority を渡した為、ガバナンスが効いていないのでは」とのコメントがあったことの報告を受けた。もっとも、当該報告は、R2 氏が日常的に W4 氏との間でビジネス上の連絡を取っている中で、W1 社による正式な報告の前に事実上の情報共有がなされたものであったため、W4 氏からは、報告内容についてはあくまでも非開示と整理されたいとの要望がなされた。

R2 氏は、同日、W4 氏から報告を受けた内容を、REC 取締役執行役員で海外部門を統括する R3 氏に共有し、その後、同じく REC 取締役執行役員で管理部門を統括する R4 氏にも共有した。

R2 氏は、2021 年 10 月 26 日、「W1 社からの情報（VWPG 懸案事項）」と題する資料を作成し、同資料を用いて、本事案について、RSC 社長の R5 氏、RHD 常務執行役員で REC 総務人事部部長の R6 氏及び RHD 執行役員で法務・コンプライアンス部部長の R7 氏に報告した。

(2) W1 社報告書の受領と対応策の検討

① W1 社報告書の受領（2021 年 12 月 24 日）

W4 氏は、2021 年 12 月 24 日、R2 氏及び R3 氏に対し、電子メールで W1 社報告書を送付するとともに、RHD において対応方針を検討してほしいと要請した。W4 氏は、R2 氏に対して、W1 社は本事案についてサポートする立場であるが、W1 社としては本事案につきインテグリティに関する重要な問題だと認識しているゆえ、RHD においてもしっかりと対応してほしい旨を述べた。

その後、R2 氏は、R4 氏に対して W1 社報告書を共有し、取り急ぎ、R2 氏において、深圳及び香港の弁護士に相談することとなった。

② RHD 側における情報共有（2021 年 12 月 28 日）

R4 氏は、2021 年 12 月 28 日、R5 氏、R6 氏及び R7 氏に対し、W1 社報告書を共有した上で、R2 氏、R3 氏、R5 氏、R6 氏及び R7 氏の 6 名で対応を協議した。参加者の間では、①年末休みの直前であったため、年明けに集まって対応策を引き続き協議すること、②それまでの間に R2 氏が現地（深圳・香港）の弁護士事務所へ相談し

た結果を次回共有すること、③情報の隠蔽や逃亡の虞れがあることから、W1 社報告書で違法行為の当事者と指摘されている A 氏及びその上司の R1 氏に対して情報が伝わらないよう慎重に調査を進める必要があることが確認された。

なお、同日、R4 氏から R6 氏に対し、VWPG と A 氏の契約関係を確認するよう要請されたため、R6 氏は、TWPG（現在の VWPG）とバイテック（現在の REC）間の 2015 年 3 月 1 日付外向契約書（A 氏をバイテックから TWPG に在籍出向させることを内容とするもの。以下「**本出向契約書**」という。）を R4 氏に共有した。両名は、本出向契約書の第 6 条において、バイテック又はその社員の責めに帰すべき事由により TWPG（現在の VWPG）が損害を被った場合、バイテックが TWPG（現在の VWPG）に当該損害を賠償する旨が定められていることを確認し、本事案により TWPG（現在の VWPG）に損害が生じる場合には大きな問題となりうるとの認識を持った。

その後、R2 氏は、深圳及び香港の弁護士に相談したところ、深圳の弁護士からは、A 氏に対して業務上横領の嫌疑をかけられるべき行為である旨の回答を受けたものの、香港の弁護士からは、①A 氏の配偶者の関連取引先が間に入っているとはいえ取引自体は有効に成立しており違法性は認められないため、A 氏を社内で処分する余地はあるが、A 氏の配偶者や協力者に対しては訴追（刑事）も損害賠償請求（民事）も事実上不可能であること、②違法行為の行為地が深圳、VWPG 本社が香港と管轄が異なるため、難しい問題があること、③本出向契約書に基づき VWPG からバイテックに対する損害賠償請求が法的に成立し得ることの回答を受けた。

③ RHD 内調査 PJ 立ち上げ（2022 年 1 月 6 日）

R2 氏、R4 氏、R3 氏、R5 氏、R6 氏及び R7 氏は、2022 年 1 月 6 日、本事案に関する対応を協議した。

同協議では、①本事案の事実確認や違反行為の証拠となる資料を取得する必要があること、②問題の取引が現在も続いていることから早急に取引を止める手立てを講じる必要があり、本人への通知や後任者をどうするかについて検討すべきこと、③R2 氏から深圳及び香港の弁護士に相談した結果、見解が分かれている上、管轄の問題もあるため、法律面の調査をさらに進めなければならず、香港や深圳の弁護士のほか日本の弁護士にも相談すること、④本事案は RHD 代表取締役（CEO）に報告すべきことが確認された。

また、R2 氏を含む上記 6 名が中心となって、本事案について継続的に対策を検討することを確認した（当該 6 名のことを、以下「**調査 PJ**」という。）。調査 PJ は、社内規程あるいは社内稟議に基づき設置を決定したものではなく、本事案の対策を検討する上記 6 名により自然発生的に発足したものであるとのことである。

④ W1 社からの進捗確認 (2022 年 1 月 7 日)

W4 氏は、2022 年 1 月 7 日、R2 氏に対し、W4 氏の上司が本事案の対応により顧客に迷惑がかかることを気にしている旨伝えた上で、RHD 側の検討状況はどうかと質問した。これに対し、R2 氏は、RHD としては、真摯・真剣に本事案について検討しており、顧客へのビジネス影響も含めきちんと整理した上、まずは W1 社に対し相談する予定である旨回答した。

⑤ CEO への報告 (2022 年 1 月 14 日)

調査 PJ は、2022 年 1 月 14 日、REC 名義で、W1 社レポートの内容等を整理した「V 社コンプライアンス案件対応について」(以下「REC 報告書」という。)を作成し、RHD の代表取締役 CEO である R8 氏に対して報告した。REC 報告書は日本語で記載されており、下記に抜粋するとおり「不正利益」の項目には「約 2.5 億円」という記載もなされている。

REC 報告書・7 頁

confidential

W1社調査報告 (12/22: W4氏 → 香港R2氏)

対象者: A氏(RECよりVWPGへ出向、W1社深セン駐在)
概要: 配偶者(+1名協力者)名義にて4社~5社の法人(香港)を設立
上記法人を商流に介在させ不正利益(*1)を取得

手法: ①配偶者名義の法人より高値で仕入れ
②配偶者の関係会社より高く仕入れ、安く販売し赤字損失発生
③既存在庫を安く関係会社に販売、同在庫を高値で買い上げ顧客に販売
④既存在庫を在庫廃棄に見せかけ関係者会社に赤字販売(市場性のある在庫)

備考: 販売先には当社顧客(■(取引先)等)、RECも含まれている状況

本件の今後の対応: 12/23 W1社内最終協議(■さん - W4さん)
実行上はW4さん → Restar R2氏、R3氏で会話
現状、ボールはRestar側にある

*1) 不正利益: W1社が不正取引として金額を特定しているもの US\$ 403,479 (a)
■(取引先)商材に関する取引でW1社が金額を想定しているもの US\$ 1,708,652 (b)
(a)+(b) = US\$ 2,112,131 (約2.5億円)



R8 氏 (CEO) からは、①関係当事者に対する訴追が目的ではなく、コンプライアンス違反が事実なのであればそのことを関係当事者に自覚させた上で、会社に損失が発生しているのであればそれを弁済させる方向で進めること、②そのためには引き続き慎重に調査を進めること、③法律上の問題については懇意にしている弁護士がいるので、同弁護士に相談して見解を聞くことなどの指示が出された。

なお、R7 氏や R6 氏は、同日以降も随時、R8 氏 (CEO) に対して、口頭で進捗状

況を報告したとのことである。

⑥ 常勤監査等委員への報告

R7氏は、日付は不詳であるが2022年1月、RHDの常勤監査等委員であるR9氏及び同R10氏に対し、VWPGでコンプライアンス違反があり、現在調査中である旨をそれぞれ伝えた。これに対し、R9氏及びR10氏は、それぞれ、調査結果が分かれば報告されたいと伝えた。

その後も、R7氏は、R9氏及びR10氏に対して、月に1回程度の頻度で本事案について口頭で報告していたが、両名とも、後述する2022年5月19日までの間、本事案に関する資料は何ら共有されていない。

⑦ 日本弁護士事務所への相談（2022年1月18日）

R2氏は、2022年1月18日、本事案についてR8氏（CEO）から照会された弁護士に相談し、同弁護士から、本事案は難しいケースであるとした上で、中国法について調査するには正式に依頼されたいとの回答を得た。

⑧ 中国弁護士事務所への相談（2022年1月27日）

調査PJは、2022年1月27日、本事案について、Y事務所に所属するY弁護士に相談し、同弁護士から、本事案は中国法に基づき訴追できる可能性が高いとの回答を得た。調査PJでは、同弁護士の回答を共有して協議した結果、Y事務所に本事案の調査を依頼することとし、同事務所に見積もりの提示を依頼した。

なお、この頃から、RHDの法務・コンプライアンス部法務・コンプライアンス課のR11氏及びR12氏が調査PJのメンバーに加わっている。

(3) 第3四半期決算における経理部・監査法人との情報共有

① R4氏からの注意喚起とR13氏への説明（2022年1月26日～27日）

R4氏は、2022年1月26日、RHD経理部長のR13氏と別件について電話で話をした際、同氏に対して、本事案の概要（VWPGで親族取引が発覚したこと）を説明し、未だ調査中であるものの、RHD法務・コンプライアンス部から情報共有されていない

いのであれば、共有された方がよい旨を伝えた¹¹。R4氏は、同年1月27日午前10時1分、R7氏、R6氏、R11氏を宛先、R3氏及びR2氏をCCとして、本事案について「そろそろ第3四半期の『後発事象、偶発債務に関する質問』が経理から来る頃かと拝察しております。VWPGコンプラ案件につきまして、高度に秘匿扱いしていただいている中、これを優先して経理(少なくとも経理部長のR13さん)に情報共有されていないと内部統制面で問題になりますので、念のためご連絡申し上げます。特にR6さんから共有していただきました出向契約書のArticle 6には下記の記載があり、この面のリスクも認識しておく必要があると推察しております。」と電子メール本文で指摘し、①REC報告書、②W1社報告書、③同報告書で引用されていたD社からの仕入れに係るエクセル表、④本出向契約書を添付した電子メールを送信した。

続いて、R4氏は、同日午前11時10分、R13氏に対して「To: R7さん、Cc R6さん、R11さん宛てに添付のメールをお送りしています」と記載した電子メールを送信し、同電子メールに、R7氏宛の前記メール(上記①～④の各資料が添付されたもの)及びバイテックがTWPG株式29万9999株を取得することについて決議した際のプレスリリースを添付した電子メールを添付した。

ただし、R13氏によれば、R4氏からの電子メールに添付されたR7氏宛の電子メールの添付資料のうち、まずW1社報告書を開いてざっと見たものの、中国語交じりの書類であり内容の把握が困難な内容であった上、重要な話であれば会議等に呼ばれて説明を受けるはずであると思込み、本事案の重要性が高いとは認識せず、他の添付資料まで確認せず、仮に添付資料を開いたとしても熟読まではしなかったとのことである。さらに、R13氏は2022年2月3日から2月半ばまで疾病休暇を取っていたため、前記報告書等を事後的に確認する余裕もなかったとのことである。

② R7氏・R6氏からR13氏への説明(2022年1月27日)

R7氏とR6氏は、R4氏からの指摘を受けて、2022年1月27日の昼休みに、R13氏に対し、本事案について情報共有するとともに第3四半期の決算に先立ち監査法人にする後発事象(訴訟関係)に関する回答書の中で本事案について記載する必要性があるかどうかを確認しようとした。

しかし、R7氏によれば、R13氏はすでにR4氏から本事案についての資料の共有

¹¹ R13氏によれば、このやりとり際に、R13氏から「監査法人に内容を理解させなければならないほどのことなのか」と質問したところ、R4氏から「今話せる内容は何も無い」との回答を得たとのことである。しかし、R4氏によれば、当該やりとりについての記憶はなく、仮にR13氏からそのような質問がなされたのであれば「監査法人に報告するかどうかはR13氏が判断すべきことである」と回答したはずとのことである。R4氏は、このやりとりの数日前(同年1月21日)、RECの財務経理部が監査法人に対して(本事案とは無関係の)損害賠償請求について引当金の計上が可能かと直接質問したところ、R13氏から厳しく叱責された旨の報告を受けており、監査法人との対応についてはRHD経理部長であるR13氏の判断に任せられた方がよいと考えていたとのことである。

を受けており、本事案について監査法人には共有するものの第3四半期の決算資料に記載する必要はない旨、及び、経理部内の共有は上司である RHD 代表取締役（企画・財務・システム担当）である R14 氏に留める旨の回答を受けたとのことである。

③ R13 氏・R7 氏から監査法人への説明

監査法人は、四半期決算ごとに、経理部から後発事象・偶発債務の有無について、法務・コンプライアンス部から法規制違反及び訴訟案件の有無について、それぞれ書面で回答を得て確認するという運用を行っていた。

しかし、2022 年 1 月下旬に経理部から監査法人に提出された回答書には、本事案についての記載はなかった¹²。

また、2022 年 1 月下旬に法務・コンプライアンス部から監査法人に提出された回答書にも、本事案についての記載はなかった。

④ R13 氏から R14 氏への説明（2022 年 1 月 27 日頃）

R13 氏は、2022 年 1 月 27 日午後 0 時 47 分、R14 氏に対し、R4 氏から同日午前 11 時 10 分に受領した上記電子メール（4 つの資料が添付された R7 氏宛の電子メールが添付されたもの）を転送した。R13 氏は当該転送メールの本文に「のちのど（原文ママ）、R4 さんから連絡が入ると思います。極秘だそうで・・・、まだ、10 人も知らないと聞いています。FYI」と記載した¹³。R14 氏は、R13 氏が転送した R4 氏の上記電子メールを翌日（1 月 28 日）又は週明けに確認したが、そこに添付された資料については軽く目を通した程度であった。

その後、R14 氏によれば、R14 氏が、R13 氏に対し、R4 氏とのミーティングはいつ行うのかと問うたところ、R13 氏は、R14 氏に対し、「あれはまだ初期段階であって、今回は全然大丈夫ですから忘れて結構」と回答した。これに対し、R14 氏は、R13 氏の対応を了解し、その後の対応は任せる旨を述べた。

¹² R13 氏によれば、同氏は、監査法人に対して回答書を提出した後、監査法人の担当者に架電し、(VWPG の名前を出すことなく) 子会社においてコンプライアンス違反があったと聞いたが、偶発債務や後発事象になり得る状況ではないと認識しており、追って分かったことがあれば情報を提供するという趣旨を伝えたとのことであるが、監査法人によれば、R13 氏から上述の報告は一切受けていないとのことである。

¹³ R13 氏によれば、上記電子メールの転送に先立ち、R14 氏に対して、VWPG にてコンプライアンス違反があり、調査中であると報告するとともに、偶発債務になることはないので、監査法人に対してもコンプライアンス違反があったことのみを話し、第3四半期の決算短信に注記する必要はないと判断したことを報告したとのことである。R14 氏によれば、そのような報告を受けたかどうかの記憶は曖昧であるとのことである。

⑤ 経営者確認書の提出（2022年2月10日）

RHDは、2022年2月10日、R14氏が署名した同日付経営者確認書を監査法人に提出した。同確認書では、VWPGにおけるコンプライアンス違反の疑いについて言及されていなかった。

R14氏は、調査の初期段階で監査法人へ報告すると混乱が生じることから調査がある程度進んだ時点で報告するのが妥当であると考えており、かつ、公認会計士の資格を有するR13氏も同意見であったことから、本事案についても現時点では監査法人に報告・共有する段階に至っていないと判断し、同確認書に署名するにあっても、監査法人に対して、本事案について何も伝えなかったとのことである。

なお、RHDでは、2022年2月10日開催の臨時取締役会において、2022年3月期第3四半期報告書を監査法人の四半期レビュー報告書を添付した上で関東財務局に提出することが報告されているが、本事案については一切報告されていない。

⑥ 監査等委員会への報告（2022年2月25日）

R7氏は、R9氏及びR10氏の指示により、2022年2月25日開催のRHD監査等委員会において、VWPGにて親族取引に係るコンプライアンス違反の疑いが生じており、現在中国の法律事務所にて調査中であることを報告し、R9氏が、事実関係が判明したら改めて監査等委員会に報告する旨を述べた。

監査法人は、上記監査等委員会に出席しているが、上記報告がなされたのは、監査法人が報告事項1（詳細な監査手続の説明及び監査上の主要な検討事項に係るコミュニケーションの件）の説明を終えて監査等委員会から退席した後であった。ただし、監査等委員会の議事録については、議事録作成後、監査法人に共有されることとなっており、上記監査等委員会の議事録は2022年3月22日に監査法人に共有されている。同議事録には、下記抜粋のとおり、本事案について口頭で報告された旨が記載されている。

2022年2月25日開催の監査等委員会議事録の抜粋

2. 21年度訴訟・コンプライアンス事案報告の件

R7氏及びR11氏より、報告資料1に基づき、21年度の訴訟5件（終了3件、新規2件、及び内部通報3件（うち終了1件）の説明がなされ確認がなされた。また口頭にてVWPG（香港）の取引につき事実確認をしている旨状況報告がなされた。

なお、R9氏及びR10氏は、同年2月25日の監査等委員会後しばらくして、少なくとも3月中には、本事案がVWPG社で起きた従業員の親族との取引に係るコンプ

ライアンス問題であり、中国法律事務所により調査中である旨を知るに至ったとのことである。しかし、本事案は調査中の事案であり、このタイミングで会計監査人に伝えることは混乱すると思い、もう少し状況がわかってから報告すればよいと考えていたとのことである。

(4) 中国事務所による調査

① 中国弁護士事務所への依頼と W1 社への報告 (2022 年 2 月 16 日)

RHD は、2022 年 2 月 16 日、Y 事務所に対して、本事案の調査を依頼した。Y 事務所とのやりとりは、中国の弁護士資格を保有している R12 氏が中心となって行った。

また、RHD は、同日、W1 社に対し、RHD として本事案の調査を行い最適な対応策を立案する旨を報告するとともに、調査を進めるに当たり必要となる質問や資料の提示要求を行った。その後、W1 社から回答及び資料提示を受けた。

② 中国弁護士事務所による中間報告書の提出 (2022 年 4 月 19 日)

Y 事務所は、後述 (第 3・1・(2)) のとおりの調査を行い、2022 年 4 月 19 日、資料等による調査が概ね終了したとして、中国事務所中間報告書を作成し、調査 PJ に提示した。同事務所は、W1 社からの情報 (追加で要求した情報等を含む。) をもとに事実関係を調査したほか、匿名で裁判官の見解を確認するなどの調査を行ったとのことである。

調査 PJ は、同日、中国事務所中間報告書をもとに事実関係を整理するとともに、事実関係の確認のために W1 社との打ち合わせを実施した。

しかし、中国事務所中間報告書の受領を含む本事案の進捗状況は、R13 氏、R14 氏、R9 氏及び R10 氏には共有されていない。この段階で経理担当役職員 (R14 氏・R13 氏) 及び常勤監査等委員 (R9 氏・R10 氏) に対して情報共有しなかった理由について、R7 氏は、未だ調査中であったからと説明しており、R4 氏は、RHD 経理部等に共有するか否かはそもそも RHD 法務・コンプライアンス部が判断すべきことである上、中国事務所中間報告書で認定された民事上の損害賠償の額が W1 社報告書に記載されたものと大差がなかったからと説明している。

③ R4 氏から R13 氏への報告 (2022 年 4 月 22 日、5 月 16 日)

R4 氏は、2022 年 4 月 22 日、R13 氏に対し、社内のチャットツール (Teams) を用いて「以前お話いたしました VWPG 駐在員の件、ようやく法律的な要件を固めつつあり、元々は 3 月末を想定していました X-Day を 5 月上旬～中旬くらいに想定して

います。これに伴って■■■（取引先）等の市場在庫販売は今までのようにはできなくなると思われます。」と報告した。「X-Day」とは A 氏のヒアリングを実施する日を意味している。ただし、R4 氏によれば、当該チャットは、次年度の業績見通しを立てる上で VWPG の売上げはさほど伸びないことを伝えることに主眼があったとのことである。当該報告に対する R13 氏からの返信はなかった。

その後、R4 氏は、2022 年 5 月 16 日、R13 氏に対して、上述の「X-Day」が 5 月 20 日又は 23 日で固めつつある旨を報告した。これに対し、R13 氏は、R4 氏の当該報告のメッセージに対して「👍」マークを付した。

④ 中国弁護士事務所による最終報告書の提出（2022 年 5 月 29 日）

調査 PJ は、調査によって判明した事実関係を踏まえて A 氏に対するヒアリングを実施する方針を決めたが、本事案の調査を担当している Y 事務所の Y 弁護士が上海在住であり、新型コロナウイルスの感染拡大により上海がロックダウンされてしまったため、A 氏が所在する深圳へと移動できなくなった。

そのため、A 氏に対するヒアリングを実施することができないまま約 1 ヶ月が経過したが、調査 PJ 及び Y 事務所としては、これ以上 A 氏のヒアリングを後ろ倒しにすべきではないと判断し、2022 年 5 月 20 日、同事務所の深圳オフィスの弁護士の立ち会いの下、RESTAR ELECTRONICS (SHENZHEN) CO., LTD. のオフィスにおいて、Y 弁護士が上海から Web で参加して質問する形式で、A 氏に対するヒアリングを実施した。

その後、Y 事務所は、A 氏に対するヒアリングを合計 3 回行った上、2022 年 5 月 29 日、RHD に対し、中国事務所最終報告書を送付した。

(5) 2022 年 3 月期年度決算における経理部・監査法人との情報共有

RHD は、2022 年 5 月 11 日、2022 年 3 月期年度に係る決算短信を公表した。しかし、上記決算短信の公表に先立ち、本事案の調査の状況について調査 PJ から経理部や監査法人に対して資料に基づく説明などの正式な情報共有がなされた形跡はなかった。R13 氏としても、2022 年 1 月末の報告以降、本事案についての報告がないと認識しており、大した話ではなかったと考え、確認しなかったとのことである。

(6) 経理部・監査法人との調査結果の共有

① 調査 PJ チームから経理部等への報告（2022 年 5 月 19 日）

調査 PJ は、Y 事務所による A 氏のヒアリングの実施予定日の前日である 2022 年 5 月 19 日、R9 氏、R10 氏、R14 氏、RHD 常務執行役員の R15 氏及び R13 氏に対し、

本事案に関するこれまでの調査結果の概要を説明した。R13氏は、報告を受けた内容のうち、買い戻し（バイバック）について特に問題視し、詳細を説明するよう求めた。

② 監査法人との情報共有（2022年5月20日）

R4氏は、2022年5月20日、R13氏の買い戻しに関する質問に対し、中国事務所中間報告書で整理された類型ごとの金額を電子メールで回答するとともに、同電子メールに中国事務所中間報告書を添付して送付した。

R13氏は、同日、監査法人に対し、中国事務所中間報告書を送付するとともに、朝から監査法人とのミーティングを行った。その席で、監査法人から、中国事務所中間報告書を作成したY事務所から直接説明を聞きたいという要請を受け、同日、同事務所と監査法人の情報共有会が行われた。この情報共有会には、RHD側からはR13氏、RHD経理部長のR16氏、R4氏、R6氏及びR7氏が出席した。

その後、RHDから監査法人に対し、W1社報告書、REC報告書などの資料を共有した。

③ 監査法人から監査意見が出ない可能性についての連絡（2022年5月23日）

監査法人は、2022年5月23日、監査等委員会に対し、「本件調査については、本事案の概要についての事実確認が十分ではなく、調査対象範囲の取引の根拠も明確ではないこと、また件外調査については、検出された問題取引の手口が十分に明らかになっておらず、結果として調査対象の範囲を本対象者に関する特定の取引に限定し、その他の類似案件の調査が出来ていないことから、本件調査の十分性及び件外調査の網羅性について、客観的にみて十分であるとはいえない」ため、監査人として予定どおり監査意見を提出することがかなり難しいという見込みを伝えた。

R13氏、R6氏及びR7氏は、同日、R8氏（CEO）に対し、監査法人から監査意見が出ない可能性が高く、その場合には定時株主総会を延期せざるを得ないことを報告した。

④ RHD報告書の作成（2022年5月30日）

RHDでは、監査法人から、W1社報告書及び中国事務所中間報告書では2021年8月までの調査しか実施されていないなどの指摘を受けたことから、監査法人に対して本事案について改めて全容を説明する必要があると判断し、上記報告書に2021年9月以降分の調査を含むRHDとしての調査結果を反映させたRHD報告書を作成した。

そして、2022年5月30日、RHD取締役会においてRHD報告書を監査法人に提出することの決議（書面決議）を得た上で、監査法人に対してRHD報告書を提出した

が、監査法人からは、「依然として、本件調査の十分性及び件外調査の網羅性について、客観的にみて十分であるとはいえない」ため、監査意見を提出することは困難であるとの回答を受けた。

⑤ 特別調査委員会の設置（2022年6月6日）

RHDは、2022年6月6日開催の臨時取締役会において、①同年6月30日開催予定の定時株主総会では計算書類・連結計算書類に係る議案を提出せず、継続会とすること、②本事案の事実関係及び本事案に類似する事象の存否などについて実態把握をする必要があると判断し、公正で適正な調査を行うため、外部の有識者等で構成する特別調査委員会（当委員会）を設置することを決議した。

第3 当委員会における分析・検討

1 W1 社報告書、中国事務所最終報告書及び RHD 報告書について

本事案に関しては、当委員会が調査を開始する時点において、W1 社報告書、中国事務所最終報告書及び RHD 報告書が存在した。そのため、当委員会としては、これらの先行調査報告書における調査プロセス、調査対象範囲の適切性、調査・分析結果を検証してその内容を把握した上で、当委員会の実施する分析・検討に参照することとした。先行調査報告書における調査方法及び内容は、以下のとおりである。

(1) W1 社報告書の調査方法・内容

① 調査方法

W1 社によれば、W1 社報告書を作成するにあたって行われた調査方法は、W1 社のサーバに記録されていた電子メール（2019 年 7 月～2021 年 9 月）及び VWPG の売上、仕入、棚卸資産等の会計データ（2015 年 1 月～2021 年 8 月）の確認であるとのことである。

② 関係者及び関係企業の認定

W1 社報告書では、A 氏、A 氏の妻である C 氏及び B 氏を違法行為の「関係者」と認定している。

また、W1 社報告書では、株主、役員、FAX 番号、カスタマーコード、VWPG との取引の有無及び期間等の情報に基づいて検討を行った結果として、E 社、F 社、D 社、G 社、H 社の 5 社を「関係企業」と認定している。

なお、D 社は、C 氏が 100%株主であるとともに董事¹⁴に就任している。また、E 社は、C 氏及び B 氏が 50%ずつの株主であり、B 氏が董事に就任している。

③ 報告書の内容

W1 社報告書は、以下の 5 類型の違法行為を認定している。

¹⁴ 香港の有限公司の董事とは、日本の株式会社の取締役にあたる役職を指す。有限公司の設立には満 18 歳以上の個人（自然人）が最低 1 名必要で、国籍や居住国の制限はないため、香港在住である必要はない。また董事と出資者（株主）を兼任することも可能である。なお、香港には代表取締役という地位はなく、会社登記上は複数名の董事がいるとしても全員「董事」として登記される。

類型	内容（原文ママ）	VWPG の損害額
1	「既存仕入先から妻名義会社経由仕入の個人利益奪う」	40 万 3479US ドル
2	「不明な供給者から妻名義会社経由仕入、相場乖離」	200 万 US ドル以上
3	「関係会社より高く仕入、安く売りの赤字商売」	1680US ドル
4	「既存在庫を関係会社に安く売って、高く再仕入、お客へ正常品転売」	2966US ドル
5	「わざと関係会社に赤字販売」	9 万 961US ドル

類型 1 は、■■■■（仕入先）等の VWPG の既存仕入先との間に D 社を入れることにより、1 年間の VWPG の仕入金額が 55 万 4567US ドル（68 百万円）となり、D 社が 40 万 3479US ドル（49 百万円）の利益を得たと指摘されている。

類型 2 は、■■■■（取引先）の半導体部品について、不明な供給者から D 社が異常な高値で仕入れを行い、それを VWPG に販売したというものであり、■■■■（取引先）部品関連での「盗まれた利益」（損害）は 170 万 8652US ドル（208 百万円）であり、2021 年 8 月までの総額では 200 万 US ドル（244 百万円）以上であると予想されている。

類型 3 は、VWPG が、E 社から高値での仕入れを行い、それよりも安値で顧客に対して販売して赤字（損害）を生じさせたというものであり、「盗まれた利益」は 1680US ドル（205 千円）とされている。

類型 4 は、VWPG が、既存の在庫を E 社に安値で販売した後、E 社又は D 社から再度同一製品をより高い価格で購入したというものであり、損害額は 2966US ドル（362 千円）とされている。

類型 5 は、VWPG が E 社及び G 社に対して製品を低価格で販売して赤字（損害）を生じさせたというものであり、損害額は 9 万 961US ドル（11 百万円）とされている。

(2) 中国事務所最終報告書の調査方法・内容

① 調査方法

Y 事務所によれば、中国事務所最終報告書の作成にあたって行われた調査方法は、W1 社報告書の確認、取引履歴資料の確認、メールやりとりの確認、RHD 担当者及び R1 氏からの説明、A 氏に対するヒアリング（3 回実施）及び A 氏から受領した資料（D 社の仕入れ先 3 社（E 社を含む）からの請求書、当該 3 社への銀行口座の

支払記録)の確認であるとのことである。

② 報告書の内容

中国事務所最終報告書は、以下の 5 類型のコンプライアンス違反行為を認定している。これらの 5 類型は、若干の相違はあるものの、概ね W1 社報告書において認定された 5 類型と共通している。

類型	内容	VWPG の損害額
1	VWPG とその既存取引先との商流に A 氏関連会社を入れる	40 万 6183.50US ドル
2	A 氏関連会社をして市場参考価格より遙かに高い価格で製品を VWPG に販売させる	170 万 8652US ドル
3	A 氏の関連会社をして市場参考価格より高い価格で製品を VWPG に販売させる	1680US ドル
4	VWPG をして安値で A 氏の関連会社に販売した製品をその販売価格より高い価格で買戻しさせる	5066.10US ドル
5	VWPG をしてまだ価値のある製品を廃棄品名目で A 氏の関連会社に販売させる	9 万 2663US ドル

類型 1 は、VWPG とその既存取引先 (■■■■ (仕入先) 等) との商流に A 氏の関連会社 (D 社) を入れたというものであり、40 万 6183.50US ドル (50 百万円) が VWPG に属すべき利益であるとされている。

類型 2 は、A 氏の関連会社 (D 社) をして市場参考価格よりも遙かに高い価格で製品を VWPG に販売させるというものであり、170 万 8652US ドル (208 百万円) が VWPG に属すべき利益であるとされている。しかし、それに続けて、同報告書では、①A 氏から、最初に W1 社の関連会社に問合せをしたが、同社から VWPG に製品を供給できないとの回答を得たため、やむを得ず第三者から価格の高い「現物在庫¹⁵」を購入したとの説明を受けたこと、②VWPG 又は RHD において、A 氏のかかる説明が事実であることを確認できたことが記載されている。そして、これらの事情を勘案すると、W1 社報告書で算定の根拠とされている価格 (W1 社の関連会社が同製品を第三者に販売した際の価格) ではなく、D 社が第三者から調達した価格と D 社が VWPG に販売した価格との差額を、VWPG に属すべき利益と見做される考え方が合理的であり、そのように算定した場合には VWPG に属すべき利益の額は 2 万 5984US ドル

¹⁵ 本報告書における「市場在庫品」を意味していると考えられる。

ル（3百万円）であると報告されている¹⁶。

類型3は、A氏の関連会社（E社）をして市場参考価格よりも高い価格で製品をVWPGに販売させるというものであり、1680USドル（205千円）がVWPGに帰属すべき利益であるとされている。

類型4は、VWPGをして安値でA氏の関連会社（D社及びE社）に販売した製品をその販売価格より高い価格で買い戻させたというものであり、5066.10USドル（618千円）がVWPGに帰属すべき利益であるとされている。

類型5は、VWPGをしてまだ価値のある製品を廃棄品の名目でA氏の関連会社（E社及びG社）に販売させたというものであり、9万2663USドル（11百万円）がVWPGに帰属すべき利益であるとされている。

(3) RHD 報告書の調査方法・内容

① 調査方法

RHDによれば、RHD報告書の作成にあたって行われた調査方法は、①W1社報告書及び中国事務所最終報告書の確認、②売上、仕入、棚卸資産等のVWPGの会計データ（2015年1月～2022年4月）の確認、③D社の取引実績資料¹⁷の確認、④A氏に対するヒアリングであるとのことである。

また、W1社報告書及び中国事務所最終報告書における調査対象期間は2021年8月までであり、監査法人からその後の期間における取引の調査がされていないことの指摘を受けていたことから、2022年4月までを対象期間として調査を行ったとのことである。

② 報告書の判断

RHD報告書では、中国事務所最終報告書において認定された類型に沿って検討し、類型1、2、4及び5の取引はコンプライアンス違反であるが、類型3はコンプライアンス違反ではないと認定されている。

さらに、類型2による損害額は、D社の仕入額とVWPGへの販売額の差額である2万5984USドル（3百万円）と認定されている。そして、調査PJが調査した2021年9月以降の損害額を加算した結果、一連の不正類型による損害の合計額は80万5805.1USドル（98百万円）とされている。

¹⁶ それと合わせて、A氏にその主張の根拠となる資料の提出を求めたが、資料が揃っておらず、これ以上の証拠の提出が困難であった旨の留保が付されている。

¹⁷ 具体的には、A氏から提供された、D社の売上・粗利、売上・仕入明細（A氏が作成しており網羅性については問題がある）及びD社の仕入れ先からの請求書（ただし、A氏が作成したことが調査の結果判明）、銀行口座の支払記録のデータであるとのことである。

2 当委員会における関係当事者の考え方

先行調査報告書では、W1 社報告書で「関係者」及び「関係企業」と認定した個人及び会社を対象として、VWPG との取引に不正があるかどうかを検証している。

当委員会としては、W1 社に対するヒアリングにおいて、W1 社報告書が上記の個人及び会社を「関係者」及び「関係企業」として特定した理由について確認するとともに、以下の検証作業を行って、本事案における関係当事者の範囲について検討を行った。

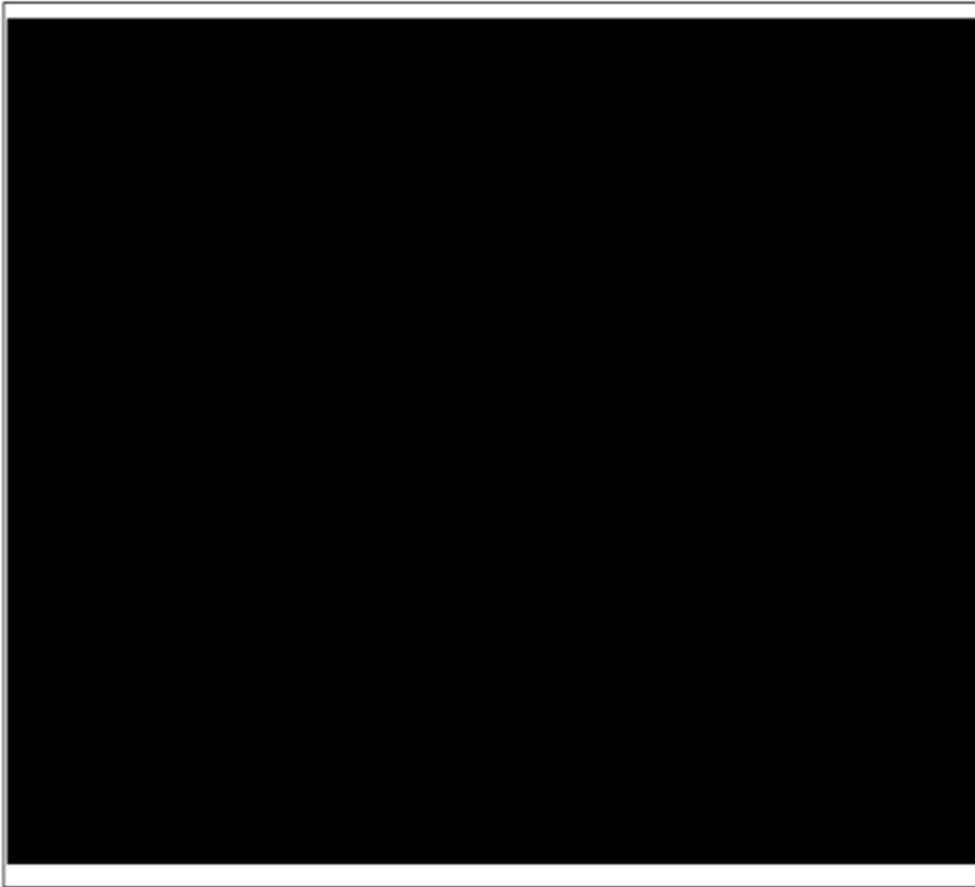
(1) 関係者・関係企業等デュー・ディリジェンスの結果

関係者・関係企業等デュー・ディリジェンスを実施した結果、C 氏及び B 氏が関与すると思われる会社は、以下のとおりである。

①仕入先かつ販売先（3社）



④取引関係なし（19社）



(2) C氏が株主として登録されている会社について

上記のうち、C氏が株主となっている会社の概要は、以下のとおりである。

①D社について

D社は、C氏を100%株主とし、C氏を董事として、2018年9月24日に設立された会社である。A氏によれば、C氏が中心となって貿易関係の事業を行うことを想定して会社を設立したものであり、当初からVWPGとの取引を行うことを目的として設立したものではないとのことである。

その後、VWPGによる市場在庫品の調達に際しては、VWPGが利用するW1社の倉庫では二次元バーコードが黒塗りとなっている市場在庫品を受け入れることができず、物流業務を代替する必要があることに加え、製品確保のために迅速な発注書の発行や前払いを行う必要があるという理由によりVWPGが直接取引を行うことは困難であるということから、D社が間に入って調達を行うことをA氏が発案した。そして、2019年9月16日、VWPGとは取引のない■■■■（仕入先）からの量産前の試作サンプルの調達に関して、D社が主体となって調達を行った上でD社からVWPGに販

売するという取引が行われた。

この際、A氏は、VWPGにおいて、D社に関する取引先申請手続きを行い、W1社の承認を得ていた。A氏によれば、当該申請手続きにおいて必要書類等を提出して手続きを行っており、D社がA氏の妻であるC氏が董事でありかつ全額出資する会社であるという説明はしていないものの、虚偽の事実関係の説明を行った事実はないとのことである。また、A氏によれば、親族の保有・運営する会社との間で取引を行ってはならないという規則があるという認識はなく、取引先申請手続きを経た上でVWPGとD社との間で取引を行うことは、規則に反する不当な行為ではないとの認識であったとのことである。

その後、2019年10月頃からは、世界的な半導体不足を受けて、■■■■（取引先）の部品調達において納期遅延や調達できないというトラブルが多くなったため、D社が市場在庫品を確保してVWPGに販売するという取引が更に拡大した（実際には、D社が確保する市場在庫品の中にはE社を通じて調達するものも多く含まれていた。）。A氏によれば、D社の董事はC氏であるものの、経営判断や事業運営はA氏が行っており、C氏には部品調達の知識はなく、主に請求書の発行や配送手配等を行っていたとのことである。また、D社におけるラベル貼りや輸送・梱包等の業務は、外部委託により行っていたとのことである。

② F社及びE社について

E社は、2010年10月21日に香港で設立された私的会社（Private Company）であり、董事はB氏が務めている。香港登記局（Company Registry）¹⁸の記録によると、C氏が2018年8月27日から50%株式を保有し、残りの50%をB氏が保有している。

F社は、2013年11月18日にE社の100%子会社として香港で設立された私的会社で、2021年10月22日に登記が抹消されている。登録抹消前の会社登録の記録によると、董事は■■■■氏が務めていた。また、香港登記局の記録によると、C氏は、2016年4月8日から株式を40%保有し、残りの株式を■■■■氏と■■■■氏がそれぞれ30%ずつ保有していた。

上記2社はいずれも私的会社であるため、香港登記局の記録上事業内容は明らかではない¹⁹。また、両社ともに会社の公式ホームページを開設していないことから、会社の一般情報を取得することはできなかった。

C氏が上記2社の株主として登録された経緯について、A氏は以下のとおり説明している。A氏は、■■■■（取引先）の■■■■氏からG社を紹介され、同社の100%株

¹⁸ https://www.icris.cr.gov.hk/csci/cns_search.jsp

¹⁹ 香港法人は、香港登記局に「年次報告書（Annual Return）」を提出する必要があるため、株主や役員、登記住所などは開示されており、変更届なども確認することができるが、事業内容は開示されていない。

主である B 氏と知り合った。その後、A 氏及び C 氏は、B 氏と一緒に食事をするなど親しい間柄となり、そのような中で B 氏から、日本市場を開拓したいので、B 氏の関係会社の株主として C 氏の名を連ねることの提案がなされた。B 氏によれば、C 氏は中国出身であるが、日本語を話すことができることから、C 氏に株主になってもらったとのことであるが、一方で、C 氏が事業運営や経営に関与したことはないとのことである。

A 氏及び C 氏は、B 氏の提案を受け入れたが、A 氏によれば、株主となるに当たり、C 氏又は A 氏から何らかの金銭の支払（出資や株式譲渡対価の支払）がなされた事実はないとのことである。ただし、A 氏によれば、E 社の株主として登録されることについては B 氏から提案を受けて認識していたが、F 社の株主として登録されることについては打診を受けておらず、認識もしていなかったとのことである（同様に C 氏も、F 社の株主として登録されていることは認識していなかったと述べている。）。

A 氏及び C 氏と B 氏の間で上記やりとりがされた時期については、A 氏、C 氏及び B 氏とも明確な記憶はないとのことである。しかし、C 氏は 2016 年 4 月に F 社の株主となっており、2018 年 8 月 27 日に E 社の 50%の株主となっていることに照らすと、上記のやりとりがされたのは少なくとも 2018 年 8 月以前であると考えられ、2016 年 4 月以前である可能性もある。

また、銀行取引証憑によれば、B 氏から C 氏に対して 2022 年 2 月 25 日に 42 万 2720 元（8 百万円）が支払われたという事実が確認されている。当該支払の趣旨について、A 氏は VWPG と E 社との取引額が増大したことによる何らかの謝礼ではないかと推測していると述べており、B 氏は配当の趣旨であると説明している。A 氏、C 氏及び B 氏によれば、B 氏又はその関係会社から A 氏又は C 氏に対して金銭が支払われたのは、この 1 回だけであるとのことである。

(3) B 氏が関係する企業グループについて

① B 氏が関係すると思われる企業グループの範囲

B 氏が関係すると思われる企業グループは、深圳と香港の両域に存在し、関係者・関係企業等デュー・ディリジェンス及びデジタル・フォレンジックの結果から関係性が判明した企業などを含め、合計 24 社である（関係者・関係企業等デュー・ディリジェンスにおける VWPG の仕入先上位等 24 社の一部が含まれる。）。

当委員会としては、出資関係のみならず、以下のような緩やかな関係性を有する企業を含めて「B 氏が関係すると思われる企業グループ」を特定した。この企業グループには、以下の 3 タイプの企業が含まれる。

(a) B 氏が、創設者、株主又は董事であったことが、中国本土又は香港の会社情報

から明らかである企業（以下「B氏グループ企業」という。）

- (b) デジタル・フォレンジックの結果、B氏が当該企業の一員としてやりとりをしていることから、B氏に関係する会社であることが明らかである企業（以下「B氏関与企業」という。）
- (c) 上記B氏グループ企業又はB氏関与企業の株主、董事あるいは社員であることが中国本土又は香港の会社情報から明らかである人物が、創設者、株主又は董事を務める企業（以下「B氏関係者企業」という。）

② VWPG と取引関係がある企業の特定

当委員会としては、VWPGの会計データ及びデジタル・フォレンジックの検証並びにA氏その他の関係者へのヒアリングを通じて、上記のとおり特定した「B氏が関係すると思われる企業グループ」に属する企業について、VWPGとの間で取引関係があるかどうかを検証した。

その結果、「B氏が関係すると思われる企業グループ」に属する企業のうち、VWPGと取引関係が認められたのは、前記「第3・2・(1)」に記載したとおり、E社、F社、I社、J社、G社及びH社の6社である。

(4) 当委員会が認定した「関係当事者」及びVWPGとの取引

当委員会は、上記の検証結果を踏まえ、D社、E社、F社、I社、J社、G社及びHH社の7社を本事案における「関係当事者」とであると認定した。

VWPGの売上データ及び仕入データから把握できる関係当事者との取引額は、以下の表のとおりである。なお、この表に記載のない会社は、2015年1月1日から2022年3月31日までの対象期間中に取引がないことを意味する。

当委員会としては、上記「関係当事者」の7社のうち、A氏夫妻が関与している会社はE社とF社のみであることから、まずはD社、E社及びF社を対象として手続を行い、E社やF社において不適切な取引が認められた場合には、残りの4社についても検討を行うこととした。

会社名	2014年度*	割合	2015年度	割合	2016年度	割合	2017年度	割合	2018年度	割合	2019年度	割合	2020年度	割合	2021年度	割合	合計	割合
E社	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	17,853	0.1%	438,957	1.6%	822,971	1.4%	1,279,781	0.5%
H社	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	15,183	0.0%	285,859	0.9%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	301,042	0.1%
I社	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	98,770	0.2%	98,770	0.0%
D社	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	26,868	0.1%	27,019	0.0%	53,887	0.0%
小計(4社)	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	15,183	0.0%	285,859	0.9%	17,853	0.1%	465,825	1.7%	948,760	1.6%	1,733,479	0.7%
VWPG売上金額	7,447,683	100.0%	29,883,086	100.0%	30,914,658	100.0%	36,551,636	100.0%	32,798,656	100.0%	21,762,793	100.0%	26,709,869	100.0%	58,027,904	100.0%	244,096,293	100.0%

会社名	2014年度*	割合	2015年度	割合	2016年度	割合	2017年度	割合	2018年度	割合	2019年度	割合	2020年度	割合	2021年度	割合	合計	割合
E社	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	12,849	0.1%	484,837	3.6%	988,948	6.1%	12,958,011	27.6%	14,444,646	7.9%
D社	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	33,720	0.2%	3,388,200	21.0%	10,483,895	22.3%	13,905,815	7.6%
F社	0	0.0%	261,792	1.1%	1,417,673	5.8%	2,040,068	7.0%	928,372	4.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	4,647,906	2.5%
I社	0	0.0%	1,178,545	4.7%	1,503,308	6.2%	1,041,633	3.6%	223,432	1.0%	15,979	0.1%	2,259	0.0%	1,895	0.0%	3,967,050	2.2%
J社	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	24,400	0.2%	506,547	1.1%	530,947	0.3%
G社	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	222,077	0.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	222,077	0.1%
小計(6社)	0	0.0%	1,440,337	5.8%	2,920,981	12.0%	3,303,778	11.4%	1,164,653	5.2%	534,536	4.0%	4,403,808	27.3%	23,950,348	51.1%	37,718,441	20.7%
VWPG仕入金額	5,047,506	100.0%	24,848,141	100.0%	24,423,940	100.0%	29,003,679	100.0%	22,524,747	100.0%	13,512,311	100.0%	16,124,549	100.0%	46,911,098	100.0%	182,395,971	100.0%

* 2014年度は調査対象期間の2015年1月1日～2015年3月31日を対象としている。他は4月1日～3月31日の年度を対象としている。

3 E社及びF社とVWPGとの取引の評価

(1) E社及びF社とVWPGとの取引に係る社内プロセスの適切性

前述したとおり、E社及びF社（以下「E社等」という。）は、C氏が株主として登記されている会社である。しかし、A氏によれば、A氏又はC氏がE社等に出資したことはなく、C氏がE社等の経営や事業運営に関与したことはないとのことである。B氏のヒアリングにおいても、C氏が日本語を話せることから、日本市場を開拓するという目的で株主に名前を出してもらったものであり、C氏が会社の経営に関与したことはないとのことである。

また、前述のとおり、2022年2月にB氏個人からC氏の個人口座に約42万元（約8百万円）が支払われた事実が確認された。当該支払の意味について、B氏は配当として支払ったと述べるが、A氏は、E社等に出資したことはなく、E社とVWPGとの取引額が増大したことによる何らかの謝礼と思われると説明しており、その事実関係は不明である。

しかし、仮にA氏及びC氏がB氏から何らかの謝礼・配当を得ていたとしても、E社等は、A氏又はC氏が過半数の出資割合を占めている会社ではなく、C氏が董事その他の業務執行者に就任している事実も経営に関与している事実も認められない以上、E社等を実質的にA氏の支配する会社であると評価することはできず、E社等とVWPGとの取引がVWPGの従業員（A氏）による利益相反取引であると評価することはできない。

後述するとおり、VWPGでは利益相反取引について事前の報告・承認を求めるなどのプロセスを明確に定めた社内規程が定められておらず、RHDの行動規範において従業員の利益相反取引に関する遵守事項が定められているのみである。

そうであるとすれば、A氏が、E社等と取引するに当たり、妻であるC氏が両社の株主であるとVWPGへ申告しなかったことをもって、行動規範に違反する不適切な行為であるとまでは認められない。

(2) E社及びF社とVWPGとの取引の合理性（VWPGの損害の有無）

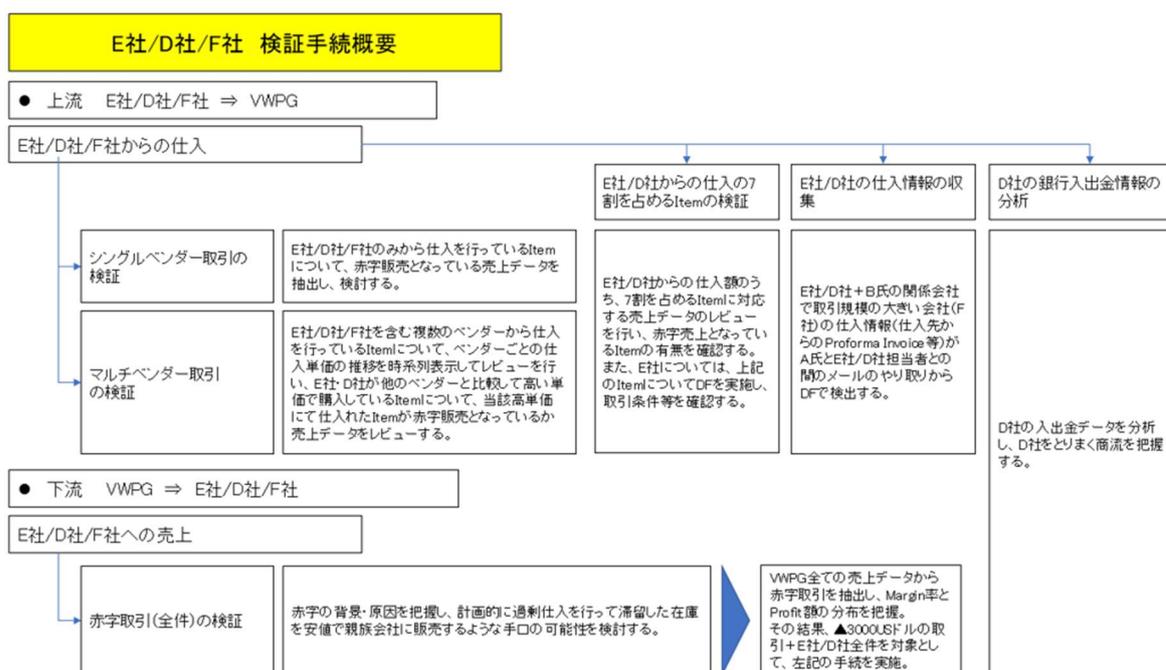
以上のとおり、E社等とVWPGとの取引について不適切な行為と評価できないとしても、C氏がE社等の株主であり、B氏から謝礼・配当として約42万元（約8百万円）を受領していたという事情を勘案すると、A氏がB氏と共謀してVWPGから利益を引き出していた可能性を否定できない。すなわち、仮にA氏がB氏と共謀の上、自ら又はB氏の利益を図るために不合理な取引条件でE社等と取引を行い、VWPGに損害を被らせたということであれば、これは不法行為に該当するから、VWPGとしては被った損害をA氏及びB氏に対して請求できることになる。

そこで、当委員会としては、E社等とVWPGとの取引の合理性が認められるかどうか

か（VWPG に損害が発生しているかどうか）を検証することとした。

① 会計データ分析に基づく検証

当委員会は、E社等とVWPGとの取引について、以下の図に記載された検証手続に従い、会計データを分析して不合理な取引が行われているかどうかを検証した（なお、D社とVWPGとの取引についても同様の検証を行っているため、以下の図にはD社についても記載されている。）。



この検証手続については、以下の点を考慮して策定している。

まず、E社等とVWPGの取引には、E社等がVWPGの仕入先となる場合（上流取引）と売上先となる場合（下流取引）があることから、これらを分けて上記の図のとおり手続を策定した。

E社等がVWPGの仕入先となる場合（上流取引）に関しては、VWPGのエンドユーザーは、RHDグループ以外の企業にも調達のおファーを行っている。仮にE社等が通常認められる水準以上のマージンを計上してVWPGに販売した場合には、VWPG及びRHDグループがさらにマージンを加算して販売価格を設定することとなるため、エンドユーザーはRHDグループに発注を行わず、別の企業から調達するはずである。すなわち、半導体部品のマーケットメカニズムの下においては、E社等も間接的にエンドユーザーに対する販売競争に組み込まれているのであり、VWPGがエンドユーザーに対して一定の利益を計上して販売できている限り、E社等のVWPGに対する販売価格の水準も適正な範囲にとどまっていると考えられる。

そこで、当委員会としては、VWPG が赤字を計上する取引（VWPG の販売価格を RHD グループやエンドユーザーが許容可能な水準に維持することで取引を成立させながらも、一方で E 社等において多額の利益を計上できるように VWPG の仕入価格の設定を行い、VWPG に損害を発生させる取引を想定）に注目しながら検証を進めることとした。

具体的には、E 社からの仕入取引の 7 割を占める製品アイテムに係る売上取引について赤字取引の有無の検討とデジタル・フォレンジック等により取引の概要の把握を行うとともに、別の切り口として、製品アイテムの仕入先が 1 社の場合を「シングルベンダー取引」、複数社の場合を「マルチベンダー取引」と定義し、マルチベンダー取引については製品アイテム毎に仕入先別の単価推移分析を実施して E 社等の販売価格が他の仕入先よりも高い取引を抽出し、シングルベンダー取引については赤字取引を抽出した上、その売上データを検証した²⁰。

以上の検証手続の結果、上流取引については、E 社等から仕入れたアイテムの顧客への販売取引において、納期に間に合わせるために市場在庫品を高い価格で仕入れざるを得なかった等の事情により生じ得る赤字取引を除き、VWPG は一定の利益を獲得できていたことが認められ、VWPG に不適切に損失を与えている取引は検出されなかった。

次に、E 社等が売上先となる場合（下流取引）には、VWPG に赤字を生じさせることは不適切な取引となりうるリスクが相対的に高いと考えられることから、E 社等に対する売上取引で赤字のものは全件を対象とするとともに、VWPG のすべての売上取引（E 社等から仕入れた製品アイテムを売却した取引も含まれる。）のうち、赤字額が 3000US ドル（366 千円）以上のものを検証の対象とした。この結果、下流取引についても、赤字は出ているものの、後記「第 3・4・(2)」に記載のとおり、一定の合理性のある取引であることが認められた。

② デジタル・フォレンジック及びヒアリング等に基づく検証

当委員会は、E 社等と VWPG との取引について、デジタル・フォレンジック及びヒアリング等に基づき、A 氏と B 氏の共謀関係を疑わせる事情や不合理な取引が行われている可能性を示す事実が認められるかどうかを検証した。

その結果、A 氏と B 氏の間で何らかの共謀関係を疑わせるような事実は発見されず、むしろ、以下のとおり、E 社等と取引することの合理性を裏付ける事実が複数検出された。

まず、REC が VWPG と通じて █████ (仕入先) 等から市場在庫品を購入する取引にお

²⁰ VWPG の売上データと仕入データは、一定のキーコードで紐付けられておらず、機械的に関係付けることができないため、取引先、製品アイテム、時期、数量などを手掛かりに両データの取引を結びつけて検証した。

いて、E 社が VWPG と ■■■ (仕入先) との間の商流に入った事例が存在する。しかし、当該事例においては、E 社が商流に入ることだけでなく、E 社が ■■■ (仕入先) から購入する単価及び E 社が受領するマージン率についても REC 担当者は認識しており、A 氏が恣意的に VWPG の仕入単価を設定・操作していたという実態は認められなかった。さらに、検出された取引の限りでは、E 社が商流に入った取引における VWPG の稼得マージン率は概ね ■■■ %程度であり、他の仕入先との取引を通じた VWPG の売上取引における稼得マージン率 ■■■ %と比較して特に異常な水準ではないと考えられる。

また、VWPG が顧客からの市場在庫品の手配を依頼された際、市況の高騰により他の仕入先が VWPG の発注数量及び単価では調達することができずにキャンセルを申し出る中、E 社は独自の調達網を駆使し、当該キャンセルを申し出た他の仕入先の内容も合わせた数量を市場から調達して VWPG へ納品していた事実が認められた。

そのほか、市場在庫品を仕入れる場合には (VWPG が決済通貨としている) US ドルではなく人民元での支払を要求する仕入先、前払いを要求する仕入先も存在し、迅速な調達をするために VWPG と仕入先との間に E 社を仲介会社として介在させることとなった経緯を示す事実も検出された。

③ 小括

以上のとおり、E 社等と VWPG との取引については、会計データ分析において何ら不合理な取引は検出されておらず、デジタル・フォレンジック及びヒアリング等によっても、A 氏と B 氏の間で何らかの共謀が行われた事実は一切認められず、むしろ、E 社等を商流に入れることの合理性を示す事実が複数検出されている。

これらの検証を踏まえ、当委員会としては、E 社等と VWPG との取引には不合理な点は認められず、VWPG に損害が発生したと認めることはできないと考える。

4 D 社と VWPG との取引の評価

(1) D 社と VWPG との取引に係る社内プロセスの適切性

D 社は、C 氏が 100%株主であるとともに董事を務める会社である。また、A 氏のヒアリングによれば、D 社の董事は C 氏であるものの、経営判断や事業運営の中心は A 氏が行っていたとのことであるから、実質的に A 氏の支配する会社であると評価できる。

以上によれば、VWPG が D 社と取引を行うことは、VWPG の従業員である A 氏が支配する会社との取引であるから、従業員による利益相反取引であるということができると考えられる。

しかしながら、A 氏は、VWPG の新規取引先として D 社を登録する際、D 社が A 氏の

支配する会社（C氏が100%株主であるとともに董事を務める会社）であることを申告せず、その後の個別取引に際しても、その旨を申告したことはないとのことである。

この点に関し、A氏は、VWPGがD社と取引を行ったのは、D社の利益を図るためではなく、①客先からの要求に基づく市場在庫品の外箱へのラベル貼り業務、②物流業務の代替、③市場在庫品確保のための迅速な発注書発行、前払いの実行など、VWPGの実施することができない役割をD社が果たすことにより、VWPGのビジネスを拡大させるためであると説明しており、VWPGの社内規程における定めとの関係でもD社がVWPGと取引することについて問題があるとは考えていなかったと弁明している。

確かに、当委員会による調査の結果、A氏の弁明の一部については裏付けとなるメール等も発見されているほか、当該弁明が虚偽であることを示す証拠等は発見されておらず、VWPGのビジネスを拡大させるためにD社を介在させる取引を行ったという側面があったことは事実であると考えられる。

また、VWPGにおいては、従業員に対して利益相反取引を禁止しておらず、利益相反取引について事前の報告・承認を求めるなどのプロセスを明確に定めた社内規程も存在しないとのことである。さらに、VWPGでは、W1社との間で業務委託契約を締結し、W1社のシステムを用いて新規取引先の登録手続を行っているが、その登録手続において新規登録先が従業員自身の関係する企業かどうかを申請させる仕組みにはなっていないとのことである。

しかし、その一方で、VWPGはRHDグループに属しており、VWPGの従業員はRHDグループの行動規範を遵守しなければならない。そして、行動規範の遵守事項「16. 利益相反及び公私の峻別」では、「適正な手続を経ることなく、個人的な利益を優先するなど、レスターグループとの間に利益相反を生じる、あるいはそのおそれのある行為を行いません。」と明記されている。

A氏は、VWPGに出向しているRECの社員であり、当然にRHDの行動規範を遵守しなければならない立場であるから、仮にVWPGにおいて従業員の利益相反取引に関する明確な社内プロセスの定めがなかったとしても、自らが支配する会社であることを明らかにすることなくVWPGとの取引を開始し、当該取引によって（ビジネスとして合理的な範囲であったとしても）一定の利益を得ていたことは、不適切な行為であると評価できる。この点は、A氏の弁明するところ、VWPGのビジネスを拡大させる目的でVWPGとD社との取引を行ったという面があったとしても、変わるものではないと考える。

(2) D社とVWPGとの取引内容の合理性

以上のとおり、D社とVWPGとの取引は、VWPGの従業員であるA氏による利益相反

取引であるにもかかわらず、その旨を VWPG に一切明らかにすることなく実行されたという点において、不適切な行為であると認められる。

しかし、D 社と VWPG との取引内容が合理的なものであるか否か、当該取引において VWPG が損害を被ったか否かという点については、別途検討が必要である。

そこで、当委員会は、VWPG の会計データ及びデジタル・フォレンジックで入手したメールデータ等を検証し（39 ページの図の手続を含む。）、VWPG 関係者、RSC 関係者及び REC 関係者に対して複数回のヒアリング等を行った上、D 社と VWPG との取引内容の合理性の検証を行った。その検証結果は、以下のとおりである（先行調査報告書において整理された類型に沿って検証していることから、一部 E 社との取引も含まれる。）。

① 類型①について

類型①とは、VWPG の既存仕入先との取引に D 社が入り、D 社が利益を得たとされる取引類型である。

W1 社報告書では、2015 年 1 月から 2021 年 8 月までに、以下に掲げる VWPG の既存仕入先（VWPG における取引先として登録済みとした仕入先）5 社²¹から D 社を経由した仕入取引を 21 件（60 取引）行っており、D 社が得た利益（VWPG の損害）は 40 万 3479US ドル（49 百万円）に及ぶとされている。

中国事務所最終報告書では、W1 社報告書と同様に、2021 年 8 月以前の VWPG の既存仕入先 5 社との取引 21 件（60 取引）により、D 社が 40 万 6183.5US ドル（50 百万円）の利益を不適切に得たとしている。

さらに、RHD 報告書では、既存仕入先 6 社（上記 5 社に E 社が追加された 6 社）から D 社経由で仕入れを行ったことにより D 社が得た利益額である合計 70 万 8076US ドル（86 百万円）を VWPG の逸失利益額としており、これから上記の中国事務所最終報告書において算定された 2021 年 8 月以前の逸失利益額である 40 万 6183.5US ドル（50 百万円）を控除する方法により、2021 年 9 月～2022 年 3 月までの期間に関する逸失利益額は 30 万 1892.5US ドル（37 百万円）としている。

このとおり、先行調査報告書における類型①による逸失利益額は一致していないため、当委員会において算定プロセスを確認した。その結果、①RHD 報告書の逸失利益額は A 氏が作成した D 社の売上及び粗利の金額をもとに算定されたものであるが、D 社では会計帳簿は作成されておらず、A 氏が作成した D 社の売上及び粗利の金額は、D 社の銀行入出金明細の金額をもとに作成されているに過ぎないこと、②D 社の 2021 年 3 月期の会計監査報告書（Audit Report）の売上に含まれる VWPG に対する売上金額と VWPG の会計帳簿に記載された D 社からの仕入金額に大きな差額が

²¹ ■■■（仕入先）、■■■（仕入先）、■■■（仕入先）、■■■（仕入先）及び■■■（仕入先）。ただし、当委員会が確認したところ、うち一社は VWPG の仕入先として登録されていなかったことが確認された。

あること（D社のVWPGに対する売上金額は入金をもとにキャッシュベースで計算しており、2021年4月入金分及び未入金分がD社の売上金額に反映されていないこと）、③W1社報告書では、A氏と既存仕入先5社の担当者との間のメールを抽出して、添付されているProforma invoice（以下「**仮請求書**」という。）等からD社の仕入額を把握して逸失利益額を算定しているが、全ての既存仕入先との取引に係る仮請求書等が存在しているわけではなく、網羅的な検証を行うことはできないことが判明した。

以上のとおり、**類型①**による逸失利益の額については、先行調査報告書のいずれの算定プロセスも不十分であり、正確な金額を算定できない。

しかし、そもそも**類型①**とされる取引は、VWPGの既存取引先との取引にD社を介在させてD社が利益を得たというものであり、VWPGとD社との取引によりVWPGが損害を被ってD社が不当に利益を得たという点では、**類型②**に包含されるものと整理することが可能である。

そこで、当委員会としては、あえて**類型①**を独立した**類型**としてVWPGとの取引の合理性やVWPGの損害の有無を検討する必要はなく、**類型②**において、VWPGの既存取引先との取引にD社が介在したという事案も含めて検討を行うこととした。

② **類型②**について

類型②とは、A氏の関連当事者であるD社がVWPGに対して市場参考価格（W1社の関連会社であるW2社が第三者に販売した際の価格）よりも高い価格で製品を販売していたという取引**類型**である。

W1社報告書では、D社からの仕入単価と市場参考価格との差額である170万8652USドル（208百万円）をもってVWPGの逸失利益と算定している。

これに対し、中国事務所最終報告書では、当初W2社に対して該当製品の供給につき問い合わせを行ったものの供給を断られたことから、やむを得ずRECの了承を得た上で価格の高い市場在庫品を調達することとなったという事情があるため、D社が当該取引により得た利益（D社の売上と仕入との差額）は2万5984USドル（3百万円）であるとの説明がA氏からなされたと記載されている。

RHD報告書においても、VWPGがD社から仕入れた価格は「市場参考価格より遥かに高い価格」ではあるものの、最終顧客の承認を得た上で市場在庫品を手配したものであることが判明したとして、D社が得た利益である2万5984USドル（3百万円）をVWPGの損害額としている。

以上のとおり、W1社報告書の指摘する損害額と中国事務所最終報告書及びRHD報告書の指摘する損害額の間には大きな乖離がある。そこで、当委員会では、デジタル・フォレンジック及び関係者へのヒアリング等によってA氏の説明が事実であるかどうかを確認したところ、確かにA氏が供述するとおり、最初にW2社に対して

打診したが、製品の供給を断られたという経緯があることが確認できた。

これにより、A氏の説明が虚偽ではないことが確認できたものの、その一方で、A氏の説明によれば、D社が調達した市場在庫品のほとんどはE社から仕入れたはずであるのに、A氏が当委員会に提供したD社の銀行入出金明細等によれば、D社からE社以外の複数社に対して振込を行っていることが確認された。このような振込がされている理由について、A氏は、D社はE社から市場在庫品を調達し、E社に対して代金支払債務を負っているところ、B氏から、E社に対して直接銀行振込を行うだけでなく、E社（B氏）が指定する支払先32社（別紙4「E社（B氏）が指定する支払先32社」に記載のとおり）に対しても銀行振込を行うよう指示され、B氏の指示どおりに代金債務を支払うことでE社に対する債務の支払を行っていたとの説明がなされた。この点については、B氏からもそのような事実があった旨を確認することができた。かかるA氏の説明に特段不合理な点は認められず、当委員会の入手した資料とも不整合は認められなかった。

以上の検証の結果、当委員会としては、A氏の説明に不合理な点は認められず、類型②の取引は、VWPGがRECから仕入・調達を依頼され、価格の高い市場在庫品を調達することについて顧客の承認を得た上で、E社その他の仕入先からD社が仕入れ、それをVWPGに販売したものであると判断した。すなわち、当委員会としては、類型②に該当するとされた取引（類型①の取引も含む。）の内容に不合理な点は認められないと判断した。

そうであるとすれば、かかる一連の取引によってVWPGに生じた損害が存在するとしても、それはD社からの仕入単価と市場参考価格（W1社の関連会社であるW2社が第三者に販売した際の価格）との差額ではなく、D社が当該取引により得た利益（D社の売上と仕入との差額）が限度となると考えられる。

しかし、A氏の説明によれば、D社とその主たる製品仕入先であるE社との間では請求書（Invoice）等が存在しておらず、また、D社では会計帳簿が作成されていないとのことであるため、D社のVWPGに対する売上に対応する仕入金額を正確に把握・整理することは困難である。RHDによる調査においてD社が得た利益の算定に用いられた証憑（E社からの請求書とされるもの）は、会計監査報告書（Audit Report）の作成に際してA氏自身が作成したものであるとのことであり、証拠としての信用性は乏しいといわざるを得ない。

以上のことから、A氏はD社が得た利益の額（仕入と売上との差額）は2万5984USドル（3百万円）であると説明しているものの、それを裏付ける信用性のある証拠は存在せず、当該金額の妥当性の検証は困難である。また、D社の会計帳簿及び関連する証憑等が存在しないため、D社が得た利益の額を売上及び仕入額の帳票に基づいて積み上げで計算することは困難である。

このため、当委員会としては、VWPGとの取引によりD社が得た利益（類型②のみならず、類型①による利益も含む。）については、積み上げで計算するのではな

く、D 社の銀行入出金取引表等の資料に基づいて算定することとした。その算定方法の具体的内容は後記「第 3・4・(3)」に記載のとおりである。

③ 類型③について

類型③とは、A 氏の関連当事者である E 社が VWPG に対して市場参考価格よりも高い価格で製品を販売していたという取引類型である。

W1 社報告書及び中国事務所最終報告書が類型③として指摘しているのは、E 社からの仕入取引により最終的に VWPG が赤字販売を行っている 4 取引であり、E 社からの仕入価格と市場参考価格との差額である 1680US ドル (205 千円) が VWPG の逸失利益であると算定されている。

これに対して、RHD 報告書では、市場参考価格より高い価格ではあるものの、最終顧客への納期遵守のため VWPG 内での承認を得た上で市場在庫品を調達したものであることが確認されたとして、コンプライアンス違反には該当しないと判断されている。

この点に関して当委員会において調査を行ったところ、上記 4 取引は、VWPG が納期を遵守するために価格の高い市場在庫品を調達せざるを得なくなったために赤字販売となったものである、又は、納期から遅れて納品された製品が結果的に滞留したために安い価格で販売せざるを得ないものであるとの説明を A 氏から受けた。

当委員会は、上記の A 氏による説明内容を検証するため、R1 氏及び VWPG 職員へのヒアリングや VWPG の売上データ・仕入データ等の会計データの検討を行ったが、説明内容と整合しないデータ等は確認されず、説明に不合理な点は確認されなかった。

なお、上記の取引には、仕入担当者が A 氏とは別の担当者である取引が含まれており、A 氏が意図的に仕入価格を操作することは難しい状況にあったことも確認された。

それに加えて、VWPG と E 社との取引に不合理な点は認められず、VWPG に損害が発生したと認められないことについては、前記「第 3・3 (2)」において検証したとおりである。

以上の点を踏まえ、当委員会としては、類型③に該当するとされた取引は、A 氏が意図的に E 社から VWPG に対して高い価格で製品を販売していたものとは認められず、取引内容に不合理な点は認められないと判断した。

④ 類型④について

類型④とは、VWPG が安値で E 社に販売した製品をその販売価格より高い価格で E 社又は D 社から VWPG が買い戻したという取引類型である。

W1 社報告書では、VWPG から E 社に売却した製品を VWPG が E 社から買い戻して、これを他社（一部に D 社が含まれる。）に再度売却していることに注目し、E 社との売買差額が逸失利益であると判断している。また、E 社に売却した製品をその後 D 社から仕入れた事案についても、VWPG が E 社に売却した価格と D 社が VWPG に売却した価格との差額について D 社及び E 社が利益を得た懸念があるとして、E 社に売却した価格と D 社から仕入れた価格との差額である 2966US ドル（362 千円）が逸失利益であると判断している。

中国事務所最終報告書では、W1 社報告書で報告された取引に 1 件追加した 4 件について 5066.10US ドル（618 千円）の逸失利益を認定している。

RHD 報告書では、同額の逸失利益を認定するとともに、当該取引を循環取引であると結論付けている。

以上のとおり、先行調査報告書では類型④についてコンプライアンス違反であり VWPG に逸失利益が発生していると結論づけているのであるが、当委員会において、先行調査報告書で類型④として指摘されている 4 取引について確認したところ、A 氏からは、①E 社から買い戻した仕入取引の担当者は A 氏とは別の担当者であり、E 社への販売とは関係しない取引であること、②買い戻した後に別の取引先に販売したものについても VWPG は一定のマージンを計上していること、③買い戻した製品を D 社に赤字販売したものが 1 件あるが、これは■■■■（取引先）の需要を予測して先行手配したが、結果としてコロナの影響を受けて需要が失われたために滞留したものであり、当該仕入れ担当者は A 氏とは別の担当者であって、A 氏は在庫滞留に関与していないこと、④E 社に売却した製品アイテムと同一のアイテムを D 社から仕入れた取引については、翌月に EMS からの発注において調達不足が生じたため D 社から市場在庫品を仕入れたものである（E 社に対する売上取引とは関係のない取引である）ことなどの説明を受けた。

当委員会は、以上の A 氏による説明内容を検証するため、R1 氏及び VWPG 職員へのヒアリングや VWPG の売上データ・仕入データ等の会計データの検討を行ったが、説明内容と整合しないデータ等は確認されず、説明に不合理な点は確認されなかった。

以上の調査を踏まえ、当委員会としては、類型④に該当するとされた取引の内容に不合理な点（循環取引である旨を含む。）は認められないと判断した。

⑤ 類型⑤について

類型⑤とは、VWPG の価値のある製品を廃棄品の名目で E 社等に販売したというものである。

W1 社報告書では、B 氏の関係する会社の引き合いで仕入れた在庫が滞留し、その後 E 社向けに赤字販売で処分していることが指摘されている。かかる指摘は、A 氏

が計画的に滞留在庫を発生させ、その後処分の際に安値で引き取ることで不適切な利益を獲得していたのではないかとの疑いによるものと考えられる。

中国事務所最終報告書及び RHD 報告書においても、7 件の取引について、価値のある製品を廃棄品の名目で A 氏の関連会社に販売したとして、当該在庫処分における赤字額である 9 万 2663US ドル（11 百万円）を逸失利益と認定している。

以上のとおり、先行調査報告書では、類型⑤の取引によって VWPG に損害が発生しているとの点で一致しているのであるが、当委員会において事実確認を行ったところ、A 氏からは、いずれの取引も■■■■（取引先）ビジネスにおいて市場品（■■■■製品）が不足した際に購入したものであるが、その後、モデル（■■■■モデル）の設計変更により使用しなくなったことから、滞留していた在庫品を引き取ってもらったものであるとの説明を受けた。7 取引のうち 1 取引については、H 社より引き合いがあったため、仕入れ単価に約■■■■%のマージンを加えて売却した取引であり、滞留在庫品の処分に該当しないのみならず、赤字販売にもなっていない。

当委員会では、かかる A 氏の説明内容について、R1 氏及び VWPG 職員へのヒアリングや VWPG 売上データ・仕入データ等の会計データに基づく検証を行ったが、説明内容と整合しないデータ等は確認されず、不合理な点は確認されなかった。

さらに、当委員会では、「第 3・3 (2) ①」にも記載しているとおり、RHD 報告書にて指摘されている取引以外にも、D 社や E 社に対する全ての赤字販売について確認を行った。その結果、同様の滞留品の処分に係る赤字販売が複数件確認されたものの、R1 氏へのヒアリングや VWPG の会計データの検討結果に基づき検証した結果、いずれの取引についても、滞留品を赤字販売したものであるとの A 氏の説明内容に不合理な点は確認されなかった。

以上を踏まえ、当委員会としては、類型⑤に該当するとされた取引の内容に不合理な点は認められないと判断した。

⑥ 小括

以上のとおり、当委員会では、先行調査報告書で整理された類型①から類型⑤までの取引について検討を行った結果、VWPG との間で仕入先又は売上先として行った各取引の内容に不合理な点は認められないと判断した。

(3) VWPG との取引により D 社が得た利益、VWPG の損害の有無

類型①から類型⑤までの各取引の内容に不合理な点は認められないとしても、A 氏が VWPG の深圳ブランチマネージャーの立場にありながら、VWPG に対して D 社が親族企業であることを明らかにせずに同社との取引を行って D 社において利益を得たことが不適切な行為と評価されることは、前記「第 3・4・(1)」で述べたとおりであ

る。すなわち、D 社が VWPG との間で行った取引内容に不合理な点が認められないとしても、D 社が VWPG との取引により得た利益は、本来であれば VWPG に帰属すべきであり、VWPG には逸失利益が生じていると評価する余地がある。

① VWPG との取引により D 社が得た利益の額

そのような観点から、当委員会は、まず、D 社が VWPG との取引によって得た利益の検討を行った。ただし、D 社とその主たる製品仕入先である E 社との間には請求書 (Invoice) 等が存在しておらず、また、D 社では会計帳簿が作成されていないとのことであるため、D 社の VWPG に対する売上に対応する仕入金額を正確に把握・整理することは困難であり、D 社が得た利益の額を売上及び仕入額の帳票に基づいて積み上げで算定することはできない。

このため、当委員会は、A 氏から提出された 2019 年 5 月から 2022 年 6 月末までの間の D 社の銀行口座の入出金取引表等の資料に基づいて、以下の表のとおり、①銀行入出金残高、②VWPG に対する未回収債権、③D 社独自の取引により生じた利益相当額、④投資型保険への支払額及び⑤C 氏の口座から B 氏に支払った人民元建ての支払額を合算して、VWPG との取引により D 社の得た利益の額を約 113 百万円と算定した。

	内容	期間	金額
1	D 社の銀行入出金残高	2022 年 6 月末	848,467.94US ドル (104 百万円)
			41,157.41HK ドル (659 千円)
2	D 社の VWPG に対する未回収債権		414,370.3US ドル (51 百万円)
3	D 社独自 (VWPG との取引以外) の取引により生じた利益相当額		▲ 57,479US ドル (▲7 百万円)
4	投資型保険への支払額	2021 年 4 月	93,703.58HK ドル (1 百万円)
5	C 氏が個人口座から B 氏に支払った D 社の仕入に係る個人負担分 ²²	2021 年 2 月、3 月及び 10 月	▲1,970,000 元 (▲37 百万円)
合計金額 (円換算合計額)			112 百万 659 千円

なお、上記のうち、D 社独自 (VWPG との取引以外) の取引により生じた利益相当額については、以下のとおり、D 社の各年度の入金額のうち VWPG 以外からのものに

²² 当委員会の調査により、C 氏の個人口座から B 氏口座に対して 2021 年 2 月、3 月及び 10 月に 197 万円 (37 百万円) の支払がなされていることが確認された。A 氏及び C 氏の説明によれば、これは D 社が E 社から仕入れた製品の代金を支払うにあたり、人民元での支払の必要があったものの、D 社は人民元の口座を持っておらず人民元での支払を行うことができなかったことから、C 氏の個人口座から立替払いを行ったものであるとのことである。当委員会としては、かかる A 氏の説明内容に特段不合理な点は認められず、当委員会の入手した資料との不整合も認められないことから、D 社の銀行入出金に基づいて VWPG との取引により D 社の得た利益の額を算定するにあたっては、C 氏個人口座から B 氏口座に対して支払われた上記金額を控除するのが相当であると判断した。

対してマージン率を乗じて算定した。

D社

入金先	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度（※）	合計
VWPG					
その他					
合計					

入金先	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度（※）	合計
売上（VWPG以外）					
粗利（VWPG以外）					
粗利率（VWPG以外）					

入金先	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度（※）	合計
粗利（VWPG以外）	8,943	29,963	11,567	7,006	57,479

（※）2022年度は調査対象期間の2022年4月1日～2022年6月30日を対象としている。

② VWPG の損害の有無

他方で、A氏は、D社はVWPGとの取引において一定の役割を果たしており、VWPGに損害が発生しているとは認められないと主張している。VWPGとの取引によりD社が利益を得ているとしても、D社が正当な役務提供の対価として正当な利益を得ているのであれば、VWPGに逸失利益が生じているとは認められないこととなることから、当委員会においては、A氏の主張するD社の役割の内容についても検証を行った。

A氏の主張するD社の果たした役割は、①客先からの要求に基づく市場在庫品の外箱へのラベル貼り業務、②物流業務の代替、③市場在庫品確保のための迅速な発注書発行、前払いの実行という各点である。

まず、①については、VWPGの取引先である■■■■では、市場在庫品を仕入れる場合に、正規品との区別のために市場在庫品と明示するためのラベルを製品外箱に貼付することが要求されていたが、品質管理上の要請からVWPGにおいて当該作業を実施することはできず、VWPGから外注に出して実施することもできないことから、D社において当該作業を行っていた（すなわち、D社が取引に介在する必要性があった。）というものである。A氏によれば、D社が利用する倉庫やE社に外注に出してラベル貼り作業を行うことで、VWPGは■■■■（取引先）からの市場在庫品の調達取引に対応することができたとのことである。

次に、②については、コロナ禍においては、人員不足等の理由からVWPGの倉庫を経由していると入庫及び出庫に長い日数を要することを避けられない状況であったことから、迅速な客先への配送作業を行うために、D社が契約する倉庫を利用する必要があったというものである。

さらに、③については、市場在庫品を確保するためには、迅速な発注書の発行や前払いが必要であったが、VWPGにおいて前払いを行うためには1週間程度を要する

決裁を得る必要があったことから（W2社の董事長の決裁が必要であった。）、迅速に発注書を発行した上で前払いにより製品を確保するためには、VWPGが取引を行う必要があったというものである。

以上に述べたA氏によるVWPGの取引におけるD社の必要性に関する事情は、相応の合理性があり、当委員会の入手した資料や確認した事実、他の関係者の説明内容とも大きな不整合は見られないものであった。全ての取引に関してD社を介在させることがVWPGとして必要不可欠であったとまで認めるには至らないものの、一定範囲でD社がVWPGにとっても有益な役割を果たしていた可能性は十分にあると考えられる。

このことから、D社がVWPGとの取引により上記のとおり利益を得ているとしても、その全てが根拠なくD社の得た利益であって、VWPGにとっての逸失利益であると認定することは難しく、当委員会としては、D社との取引によりVWPGに損害（逸失利益）が生じたか否かという点については、判断を控えることとする。

5 件外調査により発見された不正・コンプライアンス違反の疑義

当委員会のアンケート調査において、VWPG以外の海外子会社にて、社員の親族等が関与する会社向けに赤字販売取引が実行されていると聞いたことがある旨の情報提供がなされた。当委員会は、当該アンケート調査によって示された疑義について、当該子会社の取引データや銀行口座の入出金データを取得し、不正な赤字販売取引が実行されていないかどうかを精査したが、結果として、不正を示す資料や事情は確認されなかった。

なお、情報提供者保護の観点から、本報告書公表版においては本項の記載を大幅に簡略化することとした。

第4 原因分析

1 VWPG における社内管理体制等について

(1) 利益相反取引に関する社内管理体制の不備

第3で述べたとおり、本事案に関しては、D社との取引によってVWPGにいくらの損害が発生したのかを確定することはできないものの、VWPG内で承認権者の了解を得ることなく従業員が実質的に支配している会社との間で取引が実行されたことについては、(VWPGのビジネスを円滑に進めるためという目的があったとしても)RHDグループの行動規範に違反する不適切な行為であったと認められる。

このような不適切な行為が行われた直接の要因として、VWPGにおいて利益相反取引に関する社内管理体制が整備されていなかったことが挙げられる。

当委員会がA氏及び現地従業員らに対するヒアリングにおいてVWPGの審査プロセスや社内規程等について確認したところ、W1社グループのシステム上の審査プロセスについての説明はあったものの、VWPGとしての審査・承認プロセスについての説明はほとんどなかった。また、VWPGの社内規程等についても提出されておらず、そもそも明文化された規程類は存在していないとのことである。A氏及び現地従業員らは、W1グループの審査プロセス・社内規程等の適用を受けるものと認識していたようであり、実際に現地従業員らの中には、W1社グループのルール of 適用を受けると明確に説明していた者もいる。

しかし、W1社グループの担当者の説明によれば、現在のVWPGはRHDグループの子会社であり、W1社としては、業務委託を受けてW1社グループのシステムを利用させているものの、これはあくまでも業務のサポートに過ぎず、審査・承認プロセスとしてはVWPGトップであるR1氏が最終決裁権者であるとのことである。実際にA氏の説明によれば、A氏の会社のパソコンからW1社グループの社内規程等を閲覧することはできないとのことであり、W1社グループとしては、RHDグループがVWPGを子会社化した2016年4月26日の時点でW1社グループの審査・承認プロセスから外れたという整理をしたものと考えられる。

それに加えて、VWPGが業務委託契約に基づき利用していたW1社グループのシステムでは、新規取引先を登録するに当たり、従業員自身又はその親族が関係する企業であるかどうかを確認するためのプロセスがなく、そのような企業であっても通常の手続に従って登録できる仕組みとなっていた。

このとおり、現時点のVWPGでは、従業員に対して利益相反取引を規律するための明確な審査プロセスや社内規程等が定められておらず、システム上も利益相反取引を確認するためのプロセスがなく、利益相反取引に関する社内管理体制が構築されていなかった。そのため、今回の調査で発覚したA氏の親族企業(D社)との取引についても、個別具体的な社内規程に違反していると指摘することができず、RHDグループ

の行動規範に違反するという指摘しかできない状況である。

このように利益相反取引に関する社内管理体制が整備されていなかったことが、今回の A 氏による不適切な行為を招いた直接の要因であると考えられる。

(2) 行動規範の周知徹底の不足

以上のとおり、VWPG では利益相反取引に関する社内管理体制がなかったとはいえ、RHD グループでは従業員に対して利益相反を禁止する行動規範が存在する。

しかし、VWPG 内においては、RHD グループの行動規範が周知徹底されておらず、従業員らはその内容を明確に認識していなかったものと考えられる。

実際に A 氏は、当委員会のヒアリングに対し、通常の手続で新規取引先として登録できたこともあり、妻である C 氏が 100%株主であり董事を務める D 社との取引を行ってはいけないという認識を有していなかったと述べている²³。

親族企業との取引については、確かに利益相反という側面もあるものの、経済合理性のある取引であれば、一律に禁止するべきものでもないとも考えられる。業者選定プロセスにおいて利益相反取引に関する一定の統制をかけることは考えられるものの、それを整備していれば完全に防ぐことができるというものではなく、最終的には個々の従業員の倫理規範によって規律せざるを得ない。

その場合に重要となってくるのは、企業行動規範等の周知徹底であるところ、VWPG では RHD グループの行動規範が周知されておらず、これも A 氏による不適切な行為を招いた要因の 1 つであると考えられる。

(3) RHD が VWPG を子会社化した際に適切な管理体制を構築していなかったこと

以上のとおり、VWPG では利益相反取引に関する社内管理体制が整備されておらず、行動規範の周知徹底も不足していたことは否定できない。その背景には、RHD（当時のバイテック）が VWPG（当時の TWPG）を子会社化した際に、適切な管理体制を構築しなかったという事情が認められる。

もともと VWPG は M1 社と W1 社グループの間の合弁会社であり、当時は W2 社が過半数を所有する W1 社グループの子会社であった。2014 年にバイテックが M1 社から VWPG 株式を取得したが、その後も依然として W1 社グループの子会社であり、その業務実態は W1 社グループにおける日系企業向けの営業チームに等しい状況であった。具体的には、バイテックが過半数を取得する前の VWPG は、W1 社の各拠点の事務所内にス

²³ もっとも、A 氏は VWPG が W1 社グループの子会社だった時代から VWPG で勤務していたところ、W1 社グループには「従業員行為準則」があり、その中で「公的な地位や立場を私的な目的に用いず、職務上の便宜を利用して他人や自分の利益を図ることはしない」と定められている。したがって、VWPG では、RHD グループが過半数を取得する以前から、従業員に対して行動規範等の周知徹底が不足していた可能性があり、もしくは、A 氏の不注意による認識不足である可能性が高い。

ペースを借りており、従業員もバイテックから出向している日本人 2 名（R1 氏・A 氏）を除く全員が現地社員又は W1 社からのシェアード社員であり、W1 社グループのシステムを利用して業務を行っていた。

そして、バイテックは、2016 年 4 月 26 日に VWPG の株式の過半数を取得し、VWPG を子会社化した。その際にも VWPG の業務運営体制を変更することではなく、また、VWPG の社内管理体制や社内ルールを確認することもなかったとのことである。その理由について、当委員会がヒアリングにて確認したところ、W1 社グループのシステムを利用していることから、その中で適切な管理ができていると思いついていたとのことである。

しかしながら、いかに従前の業務運営体制がうまく回っているように見えたとしても、RHD グループで過半数を取得して子会社化した以上、子会社管理の責任を負う立場として、VWPG の審査プロセスや社内規程等を確認し、適切な管理体制を構築すべきであった。RHD グループ側では、W1 社グループの審査プロセスによって適切な管理ができていると軽信していたようであるが、W1 社グループの側では、RHD グループが過半数を取得した以上、RHD グループにおいて管理すべきであると考えていた（実際に支配権が移っている以上、W1 社グループがそのように考えたのは当然である。）。その結果、VWPG は、どちらの企業グループからも適切に管理されることなく、放置されているに等しい状況に置かれていたわけであり、RHD グループが VWPG を子会社化した際に適切な管理体制を構築しなかったことに問題があったといわざるを得ない。

2 RHD グループにおける子会社管理体制について

(1) 組織上の位置づけと業務上の位置づけが一致していなかったこと

VWPG は、RHD グループの中で RSC の子会社と位置づけられている。もともとはバイテック HD の子会社という位置づけであったが、VWPG の■■■■（取引先）ビジネスが調達受託ビジネスと親和性があることから、PTT（現在の RSC）の調達受託ビジネスの事業基盤を強化する目的で、バイテック HD から PTT に VWPG 株式を譲渡した。これにより、RSC の子会社となったという経緯がある。

しかし、その後に■■■■（取引先）ビジネスが縮小してしまったため、現在の VWPG の業務の中心は、調達受託ビジネスではなく、REC から指示を受けて半導体部品の仕入・調達業務を行っていた。すなわち、組織上は RSC の子会社として位置づけられているものの、業務上は REC の指示を受ける関係にあり、その結果、RHD グループとしての情報共有・子会社管理が適切に機能していなかった。

具体的には、VWPG は、親会社である RSC に対し、月次で仕入・販売等のデータを報告していたが、調達受託ビジネスにおいては顧客から仕入先・部品等を特定される関係にあることから、RSC の担当者としては、特定の顧客からの仕入金額が急拡大した

としても、そのことについて強い疑念を感じることは難しかったものと推察される。例えば、RSC の代表取締役である R5 氏は、VWPG の仕入金額上位の大手企業に混ざって D 社がリストアップされた際、どのような会社なのかを R1 氏に対して質問しているが、サプライヤーの 1 社であるなどの説明を受けるにとどまっており、親族企業かどうかという確認まではしていないとのことである。

しかし、仮に月次の報告を受けていたのが RSC ではなく REC であったとすれば、VWPG が（REC からの指示・要請に基づき）市場在庫品の仕入・調達を急激に増やしているという事情を認識している以上、特定の仕入先からの仕入金額が急拡大していることに何らかの疑念を感じて、当該仕入先からの仕入金額が増えている理由について確認し、今回のコンプライアンス違反の事実を早期に発見することができた可能性もあったのではないかと考えられる。

もちろん、上記は仮定の議論であり、REC が月次報告を受けていたとしても、そのような確認には至らなかった（その結果としてコンプライアンス違反を早期に発見できなかった）可能性も高い。

しかし、RHD グループにおける VWPG の組織上の位置づけ（調達受託ビジネスを担当する RSC の子会社）と業務上の位置づけ（実際の業務内容は調達受託ビジネスではなく、REC の顧客に納品するための半導体部品の仕入・調達が多かったこと）が一致しておらず、中途半端な位置づけとなっていたことが、RHD グループ全体としての VWPG に対する子会社管理が適切に機能していなかった要因の 1 つであると考えられる。

(2) RHD グループにおける子会社管理体制の中で重視されていなかったこと

RHD では、子会社管理体制の一環として、グループ子会社に対する内部監査を行っており、監査等委員会においても内部監査計画を検証するとともに、VWPG を除く RHD グループの全子会社に対して監査役を派遣し、RHD 監査等委員会へ直接報告できる体制を構築するとともに、グループ子会社の監査役との連絡会等を行っている。

しかし、VWPG は、重要性の観点から、RHD におけるグループ全体の内部監査計画等において重視されていなかった。実際、VWPG の売上規模は、2019 年以前にはそれほど大きくなく、2020 年以降の半導体不足により市場在庫品の仕入・調達金額が急拡大し、売上規模も増えていたのであるが、RHD の内部監査部あるいは常勤監査等委員においては、そのような事情を認識しておらず、依然として VWPG のことを重要性の低い会社であると認識していたものと認められる。

半導体市況が急激に変化したという事情があることから、ある意味ではやむを得ないとも考えられるものの、長年にわたり RHD による子会社管理体制の中で重要性が低い会社として見落とされてきたことも、今回の従業員による不適切な行為を招いた原因の 1 つと考えられる。

3 RHDにおけるリスク管理体制について

(1) コンプライアンス委員会に対して適切な報告が行われていないこと

本事案に関しては、RHD が W1 社報告書を受領してコンプライアンス違反の具体的な内容を把握してから5ヶ月以上もの間、RHD 内部で適切な部署・会議体に報告が行われなかったことが、監査法人からスケジュールどおりに監査意見が出ないという重大な事態を招いた要因であると考えられる。

本事案が発覚した後の一連の経緯を見ると、R2 氏は、2021 年 10 月 20 日の時点で W4 氏から本事案の概要（VWPG にて REC 出向社員の中国人の妻の会社が関与している取引について高値買戻し等の問題があり、調査中であること）について連絡を受け、RHD の R6 氏・R7 氏、REC の R4 氏・R3 氏、RSC の R5 氏に対して情報共有を行った。そして、2021 年 12 月 24 日に W1 社による調査結果をまとめた W1 社報告書を受領し、速やかに RHD の R6 氏・R7 氏、REC の R4 氏・R3 氏、RSC の R5 氏に対して情報共有を行っている。

しかし、その後の対応については、上記 6 名が調査 PJ として協議しながら進めたというものの、誰が責任者として対応方針を決めていたのか不明であり、2022 年 5 月 19 日に RHD の経理担当役職員（R14 氏・R13 氏）及び常勤監査等委員（R9 氏・R10 氏）らに対して報告が行われるまでの間、本事案に関する調査体制について正式な機関決定がされていなかった。

RHD のグループコンプライアンス規程では、「コンプライアンスを推進し、役職員からの報告、相談及び通報を受け、事実調査を行う機関」としてコンプライアンス委員会が設置されており、疑義事象があったときにはグループ各社の推進責任者からコンプライアンス委員会に届け出て、同委員会が疑義事象への対応を指示・助言することとされている。

本事案に関しては、2021 年 10 月 20 日に R2 氏が W4 氏から一報を受けた時点で、「W1 社の CEO が『Vitec に Majority を渡したため、ガバナンスが効いていないのでは』として非常に憤慨している」と伝えられており、同年 12 月 24 日に W1 社報告書を受領した際にも、「W1 社としては本事案につきインテグリティに関する重要な問題だと認識しているゆえ、RHD においてもしっかりと対応してほしい」と伝えられていた。このとおり、合弁相手である W1 社から重要な問題であると重ねて指摘を受けていた以上、少なくとも W1 社報告書を受領した 2021 年 12 月 24 日の時点で「疑義事象」が存在していたことは明らかである。

そうであるとすれば、W1 社報告書を受領したことについて報告を受けた調査 PJ のメンバー、特に法務・コンプライアンス担当であった R7 氏としては、速やかに本事案についてコンプライアンス委員会に報告し、同委員会の指示・助言を受けて調査を進める必要があったと考えられる。そして、仮にグループコンプライアンス規

程に則ってコンプライアンス委員会に報告されていれば、同委員会のメンバーには財務担当取締役の R14 氏も参加していたことから、R14 氏を通じて経理部に対して正確な調査状況・内容等の情報が共有されていたほか、適切なタイミングで取締役会や監査等委員会に対して十分な内容の報告が行われ、その結果として、監査法人に対しても然るべきタイミングで情報共有が行われた可能性が高い。

にもかかわらず、法務・コンプライアンス担当であった R7 氏は本事案をコンプライアンス委員会に報告せず、また、W1 社報告書について報告を受けた調査 PJ メンバー及び調査 PJ から報告を受けた R8 氏（CEO）は、慎重に調査を進めることに注力し、誰一人としてグループコンプライアンス規程に則ってコンプライアンス委員会に報告するよう提案しなかった。

このように、グループコンプライアンス規程に則ってコンプライアンス委員会に報告がされず、その後も本来報告されるべき部署や会議体に適切な報告をすることなく、責任の所在が不明確なまま、調査 PJ メンバーの間だけで対応方針が協議されてきたことが、監査意見が出ないという重大な事態を招いた要因であると考えられる。

なお、調査 PJ メンバーの中には、本事案の調査に当たっては、A 氏に調査中であることが伝わらないように進めることが重要であり、情報共有する範囲を限定する必要があったと説明する者もいる。しかし、調査に当たって情報管理が重要であるからといって、コンプライアンス委員会に対して内部統制上必要な報告を行わないことを正当化する理由とならないことは自明である。

(2) RHD グループ内における適切な情報共有・連携がされていないこと

調査 PJ では、本事案の発覚後にコンプライアンス委員会に対して適切な報告を行っていないだけでなく、情報共有すべき部署（具体的には経理部及び監査等委員会）の役職員に対して適切な情報共有を行っていなかった。当委員会の調査によれば、一連の経緯の中で情報共有すべき場数が複数あったにもかかわらず、「調査中」であることを理由として具体的な説明をしなかった、あるいは、情報共有しようとしたけれども何らかの事情で具体的な内容の情報が共有されなかったという事実が認められる。このように、RHD グループ内の各部署間の情報共有・連携が非常に悪かったことも要因の 1 つであると考えられる。

まず、調査 PJ が 2021 年 12 月末に受領した W1 社報告書には、VWPG において従業員の親族企業との取引により相当額の損害が発生した可能性があること（すなわち、明らかなコンプライアンス違反の事案であり、決算への影響が出る可能性もあること）を示す具体的な事実関係が指摘されていた。

にもかかわらず、調査 PJ は、監査法人との連絡の窓口となっている経理部の役職員及び違法性監査を職責とする監査等委員会に対し、W1 社における調査の経緯や W1

社報告書の具体的な内容を報告していない。

経理部に対する報告に関しては、REC 取締役の R4 氏から R6 氏及び R7 氏に対し、第 3 四半期決算の前に経理部へ情報共有しないと内部統制上問題になるので、RHD 内で報告してほしいと注意喚起した事実が認められる。また、そのタイミングで、R4 氏から R13 氏に対して、①REC 報告書、②W1 社報告書、③同報告書で引用されていた D 社からの仕入れに係るエクセル表などを電子メールで送信している。しかし、R4 氏としては、本事案について RHD 経理部へレポートするのは RHD 法務・コンプライアンス部であると認識していたとのことであり、詳細な説明は行っていないとのことである。

RHD の役職員である R6 氏及び R7 氏は、R4 氏から上記の指摘を受けて R13 氏に対して報告しようとしたものの、R13 氏は R4 氏から既に情報共有されており、かつ、R13 氏から「監査法人に提出する『後発事象（訴訟関係）に関する回答』に本事案を加筆する必要はない」と言われたため、R13 氏に対して W1 社報告書やその他の資料の具体的な内容を説明していないとのことである。

以上のやりとりについては、関係当事者の間で若干の供述の食い違いもあるものの、R4 氏が RHD 経理部に対して情報共有する必要性を指摘したにもかかわらず、さまざまな行き違いにより、R13 氏に対して W1 社による調査の経緯や調査結果の具体的な内容が正確に伝わらないまま、「調査中で事実関係が不確定であるため、現段階では監査法人への報告は不要」という誤った判断が下されることになったことは明らかである（なお、このような誤った判断に至った理由については、後述する。）。

そのほか、監査等委員会に対する報告としては、R7 氏は、2022 年 1 月下旬に常勤監査等委員の R9 氏及び R10 氏に対して情報共有し、常勤監査等委員からの要請を受けて同年 2 月 25 日開催の監査等委員会において報告している。しかし、「VWPG でコンプライアンス違反が発覚して調査中である」旨の簡単な報告をただけで、W1 社報告書の具体的な内容等については一切言及していない。

さらに、調査 PJ は、同年 4 月 19 日に中国事務所中間報告書を受領した際にも、2022 年 3 月期年度決算のタイミングであったにもかかわらず、経理部や監査等委員会に対して一切報告していない。

以上のとおり、調査 PJ は、本事案の発覚後、コンプライアンス委員会に適切に報告を行っていないだけでなく、決算のタイミングにおいても、経理部及び監査等委員会に対して適切な情報共有を行っていない。情報共有しようとした場面においても、W1 社報告書の具体的な内容に触れることなく、「コンプライアンス違反があったが、調査中」といった抽象的・概括的な報告にとどめている。

このように抽象的・概括的な報告にとどめた理由について、当委員会がヒアリングした関係者の多くは、①2022 年 1 月末の時点では RHD としてこれから調査を開始するタイミングであり、事実関係が確定していなかったこと、②同年 4 月 19 日付けの中国事務所中間報告書もまだ調査過程のものに過ぎなかったこと、を指摘してい

る。

しかし、本事案は、いわゆる内部通報で受け付けただけの真偽不明の事象ではなく、合弁相手である W1 社が数ヶ月にわたって調査を行い、一定の違法行為が認められたとして正式に報告してきた事象である。しかも、W1 社からは、2021 年 10 月 20 日の時点で「W1 社の CEO が『Vitec に Majority を渡したため、ガバナンスが効いていないのでは』として非常に憤慨している」と伝えられ、同年 12 月 24 日に W1 社報告書を受領した際にも「W1 社としては本事案につきインテグリティに関する重要な問題だと認識しているゆえ、RHD においてもしっかりと対応してほしい」と伝えられていた。

このような経緯に照らすならば、仮に RHD において W1 社報告書の内容の一部に疑問を有しており、更なる調査が必要であると考えていたとしても、経理部及び監査等委員会に対し、合弁相手である W1 社から正式に受領した W1 社報告書の具体的内容を説明するべきであったと考えられる。

にもかかわらず、調査 PJ は「調査中であり、事実関係は未確定である」という理由で経理部及び監査等委員会に対して W1 社報告書の具体的内容をきちんと報告しておらず、このことも監査意見が出ないという重大な事態を招いた要因であると考えられる。

(3) 経理担当の役職員の「監査における不正リスク対応基準」に関する理解不足

以上のとおり、RHD では、W1 社報告書を受領した後も社内において適切な報告や情報共有が行われていないのであるが、不十分な情報共有であるとはいえ、経理部長の R13 氏及び財務担当取締役 (CFO) の R14 氏に対しては、2022 年 1 月下旬に W1 社報告書及び関連資料等が送付されている。

具体的には、調査 PJ の R4 氏は、2022 年 1 月 26 日の時点で R6 氏及び R7 氏らに対して第 3 四半期決算の関係で経理部へ情報共有する必要性を指摘し、R13 氏に対して「RHD 内で説明を受けるように」伝えて W1 社報告書及び関連資料を送付している。また、R4 氏から経理部へ情報共有するよう言われた R6 氏及び R7 氏は、(R13 氏から「R4 氏から報告を受けている」と聞いて) 詳細な事案説明は行わなかったものの、説明するために R13 氏と連絡を取っている。

このとおり、経理部長の R13 氏は、2022 年 1 月下旬の時点で VWPG でコンプライアンス違反があったという報告を受け、W1 社報告書及び関連資料を受領していたのであるから、その内容を確認するべきであった。そして、その内容を確認していれば、確かに W1 社報告書は中国語まじりで理解しにくかったかもしれないが、日本語で記載された REC 報告書にはコンプライアンス違反の具体的な内容及び影響金額 (約 2.5 億円) の記載がある以上、これが監査法人に情報共有するべき内容であると判断できたはずである。

しかしながら、R13氏は、送付されたW1社報告書をざっと見たものの中国語まじりによく理解できなかつた上、調査PJメンバーから調査中であると伝えられたことから、偶発債務・後発事象に該当するような話ではないと判断し、監査法人に対して本事案の具体的内容を共有しなかつたとのことである。

この点に関して、当委員会がR13氏に対してヒアリングした結果によれば、R13氏は、調査中で事案の内容や影響額が未だ確定していない段階では監査法人に具体的な内容を報告する必要がないと考えていたようであり、「監査における不正リスク対応基準」（平成25年3月13日 企業会計審議会監査部会）を踏まえた監査対応を正しく理解していなかつたことがうかがえる。

「監査における不正リスク対応基準」では「監査人は、監査実施の過程において、不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況を識別した場合には、不正による重要な虚偽の表示の疑義が存在していないかどうかを判断するために、経営者に質問し説明を求めるとともに、追加的な監査手続を実施しなければならない」と規定されており、会計監査人はこれらを識別した場合には、意見形成のために慎重な手続を行うことが求められ、決算プロセスという観点からは監査意見やレビューの結論の形成に影響を与える状況となる。

本件においては、従業員の親族企業が会社はその旨を伏せて取引を行ったというコンプライアンス問題が発覚し、さらに外部の関係者の関与も疑われる状況にあり、その影響額も調査中である状況から、上記の不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況に該当することが想定され、会計監査人に報告・協議の上、慎重な対応を図るべきであった。

これに対し、R13氏は、R4氏から情報を受けた際に電子メールの添付資料を見ていないため事案の内容を十分に理解できていなかつた旨を主張しているが、R4氏から事案の概要を聞いていたことはうかがえることから、少なくとも不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況に該当するかどうか踏み込んで事案の内容の確認をする必要があつたとみられ、それを行わずに適切な対応を取らなかつた点に鑑みると、「監査における不正リスク対応基準」を踏まえた監査対応を正しく理解していなかつたことがうかがえる。

このような理解不足は、R13氏に限らず、財務担当取締役（CFO）のR14氏においても同様である。

R14氏は、同年1月27日にR13氏から口頭で報告を受け、電子メールでW1社報告書及び関連資料を受け取つたが、当日は忙しくてきちんと中身を確認せず、その数日後に見たはずであるが、R13氏から「あれはまだ初期段階であつて、今回は全然大丈夫ですから忘れて結構」という口頭説明を受けたため、その内容を精査しなかつたとのことである。

しかし、資料を見たのであれば、そこに記載されたコンプライアンス違反の具体的な内容及び影響金額（約2.5億円）に照らして監査法人に報告する必要性に思い

至るはずである。資料を見たにもかかわらず、上記記載内容に気づかなかったとすれば、財務担当取締役（CFO）として過失があったといわざるを得ない。それに加えて、R14氏は監査法人に提出する経営者確認書に署名する立場であった以上、少なくとも同年2月10日に経営者確認書を監査法人に提出するに当たり、送付されたW1社報告書及び関連資料の内容を確認し、仮に調査中であるとしてもR13氏に対して調査の進捗状況等を確認するべきであったというべきである。

にもかかわらずR14氏は、漫然と経営者確認書に署名し、監査法人に対して報告する必要性について一切検討もしていないとのことであり、やはり「監査における不正リスク対応基準」を踏まえた監査対応を正しく理解していなかったことがうかがえる。

以上のとおり、財務担当取締役（CFO）及び経理部長という経理担当役職員が、不正リスクを監査法人に対して報告するべき必要性を正しく理解していなかったことが、監査意見が出ないという重大な事態を招いたといえることができる。

なお、当委員会としては、2022年1月下旬に監査法人に対してW1社報告書の内容等が報告されなかった経緯について、関係者に対して入念にヒアリングを行ったが、関係者が意図的に監査法人に対して不正リスクを隠蔽したとは認められず、あくまでも両名の「監査における不正リスク対応基準」を踏まえた監査対応に関する理解不足によって、監査法人に報告されなかったものと考えられる。

(4) RHDグループ役職員の決算開示の重要性に対する感度の低さ

以上のとおり、RHDにおいては、経理担当役職員の「監査における不正リスク対応基準」に関する理解が不足していたため、監査法人への報告がなされずに監査意見が出ないという事態を招いたといえることができるが、このような理解不足・感度の低さは、経理担当役職員に限らず、本事案の調査に関与したRHDグループ役職員の全員について指摘できる。

前述したとおり、2021年12月にW1社報告書を受領した調査PJのメンバーは、R4氏を除き、誰一人として本事案の内容を経理部に情報共有する必要性に思い至っていない。R4氏の指摘がなければ、おそらく第3四半期決算の前に経理部長のR13氏にW1社報告書を送付することもなければ、何一つ報告もしていなかったと考えられる。

さらに、2022年4月19日には、RHDグループが調査を依頼した弁護士事務所から（A氏に対するヒアリングが未了とはいえ）事実関係の整理が終わったという前提で中間報告書を受領しており、そこには影響額の記載があるにもかかわらず、経理担当の役職員に対して一切報告されていない。RHDでは、2022年5月11日に2022年3月期年度に係る決算短信を公表しているが、その決算発表に先立って改めて経理部や監査法人に報告する必要があるということ、本事案の調査に関与したRHDグ

グループ役職員の誰一人として指摘していない。

当委員会によるヒアリングによれば、本事案の調査に関与した RHD グループ役職員の多くは、本事案をあくまでも海外子会社におけるコンプライアンス違反の事案であり、会計・決算に影響する不正とは考えていなかったことがうかがえる。しかし、中国事務所中間報告書には影響額の記載がある上、4月中旬というのはまさに年度末決算手続の最中であり、定時株主総会に向けて監査法人から監査報告を受領しようというタイミングである。そのようなタイミングで中国事務所中間報告書を受領したにもかかわらず、経理部及び監査法人に報告する必要性に思い至らないというのは、上場企業グループの役職員として決算開示の重要性に対する意識が低すぎるといわざるを得ない。

2022年5月19日になって初めて中国事務所中間報告書を共有された R13 氏が、即時に監査法人に対して報告したのは、経理担当役員として当然の反応である。本来であれば、2021年12月28日に W1 社報告書が調査 PJ に共有された時点、第3四半期決算に先立つ2022年1月下旬の時点、あるいは少なくとも2022年4月19日に中国事務所中間報告書が調査 PJ 及びその他の関係者に共有された時点において、経理部を通じて監査法人に報告するべきものであり、それらの報告が適切になされていれば、監査意見が出ないという最悪の事態を回避できた可能性も否定できない。

その意味では、経理担当の役職員に限らず、本事案の調査に関与した RHD グループ役職員全員の「監査における不正リスク対応基準」を踏まえた監査対応に関する理解不足や上場企業としての決算開示の重要性に対する感度の低さが、監査意見が出ないという重大な事態を招いた要因であると認められる。

第5 再発防止に向けた提言

1 VWPG における適切な社内管理体制の確立

VWPG においては、利益相反取引に関する社内管理体制が整備されておらず、利益相反取引を禁止する RHD グループの行動規範も周知徹底されていなかった。そればかりか、VWPG の従業員らは、RHD グループに属しているにもかかわらず、W1 社グループの審査プロセス・社内ルールの適用があると認識しており、VWPG の社内規程等の内容すら明確になっていなかったと考えられる。

かかる事態となった背景には、RHD グループが VWPG を子会社化した際に VWPG の審査プロセスや社内規程等を確認せず、適切な社内管理体制が構築していなかったことがあり、それによって、W1 社グループと RHD グループのどちらからも管理がされずに放置されているに等しい状況となっていたことがうかがえる。また、VWPG のトップである R1 氏が、適切な審査プロセスや社内規程等を整備せず、社内管理体制を曖昧にしたまま業務を継続していたことも大きな問題である。

したがって、再発防止に向けた取組みとしては、早急に VWPG の審査プロセス・社内規程等が現時点でどのように定められているのかを確認し、従業員による利益相反取引を防止するために適切な社内管理体制を構築することが求められる。

もともと、VWPG は、W1 社グループの拠点の中にスペースを借り、W1 社グループからシェアードサービスにより複数の社員を受け入れ、W1 社グループのシステムを使用して業務を行っている会社であり、そのような業務運営体制を抜本から変更して RHD グループの方針に則った社内管理体制に改めることは困難であるとも考えられる。

しかし、そのような実態にあるにせよ、VWPG は RHD グループの連結子会社である以上、親会社である RSC あるいは RHD において、VWPG の業務実態や社内管理体制がどうなっているのかを把握できていないということでは、子会社管理上も極めて問題である。

W1 社グループのシステムを使用するのであれば、当該システムにおける手順のフローを確認し、審査プロセスとして十分かどうかを検証し、足りない部分があればシステム以外の審査・承認プロセスをルール化するなどして、適切な社内管理体制を構築する必要がある。

2 RHD グループにおける VWPG の位置づけ・管理体制の整理

VWPG は、調達受託ビジネスを担当する RSC の子会社であり、組織上のレポートラインは RSC である。しかし、その業務実態は、調達受託ビジネスではなく、REC の顧客に納品するための半導体部品の仕入・調達業務であり、業務上の指示は REC から受けることが多かった。そのため、RSC としては、VWPG のビジネスの特性やリスク

を把握することができず、利益相反リスクについても適切に管理することが難しい状況となっていた。

このように、RHD グループにおける VWPG の極めて中途半端な位置づけが、適切な子会社管理ができなかった要因であると考えられる以上、まずは RHD グループにおける VWPG の戦略的な位置づけを見直し、適切なレポートラインを構築するとともに、親会社に対して報告すべき事項・承認を要する事項を整理して、適切な子会社管理体制を構築する必要がある。

3 コンプライアンス違反が発覚した場合の報告体制

本事案を契機として監査意見が出ないという重大な事態を招いたのは、本事案が発覚した後、グループコンプライアンス規程に従ってコンプライアンス委員会に報告せず、責任の所在が不明確なまま調査 PJ で対応方針を協議してきたこと、並びに、決算開示のタイミングで経理部及び監査等委員会に対して適切な情報共有・連携を行わなかったことが最大の要因である。

RHDにおいては、コンプライアンス違反の疑義が生じた場合には、コンプライアンス委員会に報告し、同委員会の指示・助言の下で調査を進める必要があるということは、グループコンプライアンス規程で明確に定められている。にもかかわらず、本事案の調査の過程では、コンプライアンス委員会に対する報告は行われておらず、その後も社内の会議体（取締役会等）に正式な報告は行われず、調査態勢についての正式な機関決定がされないまま、調査 PJ メンバーによって調査が進められてきた。このように責任の所在が不明確なまま調査が進められてきたことが、決算のタイミングで経理部及び監査等委員会に対して必要な情報共有・連携がされなかったことにつながっている。

調査 PJ としては、2021 年 12 月末の時点で W1 社報告書を受領している以上、いかに RHD グループとしてその内容を調査・検証する必要があったとしても、第 3 四半期決算の公表前には経理部及び監査等委員会に情報共有し、経理部を通じて監査法人に報告するべきであった。

また、2022 年 4 月 19 日に中国事務所中間報告書を受領している以上、それが A 氏のヒアリング実施前の中間報告であるにせよ、影響額の記載がある以上、2022 年 3 月期年度決算の公表前に経理部及び監査等委員会に情報共有し、経理部を通じて監査法人に報告するべきであった。

このような経理部及び監査等委員会への報告は、仮に社内規程で明文化されていないとしても、上場企業として決算開示を行っている以上、当然のルールというべきである。

RHD では、グループコンプライアンス規程によりコンプライアンス委員会への報告が定められており、また、上場企業として当然に経理部及び監査等委員会への情報

共有・報告が求められていたにもかかわらず、本事案に関しては適切な報告がされていなかったということであり、改めて RHD グループの全役職員に対し、コンプライアンス違反の疑義に関する報告ルールの必要性・重要性を認識させ、今後同じようなコンプライアンス違反行為が発覚した場合には適切なタイミングで適切な部署に報告されるように教育を徹底するべきである。

4 RHD 役職員・経理担当の役職員らの意識改革と教育

本事案に関して適切な報告がされなかった要因としては、RHD グループの役職員が報告ルールを失念していたというだけでなく、そもそも報告する必要性についての理解・感度が不足していたことが挙げられる。

経理部長であった R13 氏は、2022 年 1 月末の時点で W1 社報告書及び関連資料を受領していたにもかかわらず、調査中であるという説明を受けて、偶発債務・後発事象に該当するような話ではないと判断し、監査法人に対して本事案の具体的内容を報告しなかった。また、財務担当取締役（CFO）であった R14 氏は、同じく 2022 年 1 月末の時点で W1 社報告書及び関連資料を受領していたにもかかわらず、R13 氏の説明を受けて自ら報告書等の内容を精査することなく、2022 年 2 月 10 日付経営者確認書に署名して監査法人に提出している。このような経理担当の役職員の対応は、「第 4・3・(3)」で述べたとおり、「監査における不正リスク対応基準」を踏まえた監査対応に関する理解不足に起因しているといわざるを得ない。

また、経理担当の役職員だけでなく、本事案の調査に関与した RHD グループの役職員のほとんどは、2022 年 3 月期第 3 四半期あるいは 2022 年 3 月期年度決算の開示というタイミングにおいても W1 社報告書や中国事務所中間報告書の内容を経理部や監査法人に報告する必要性を認識せず、実際に報告しようともしていない。このような RHD グループの役職員の対応は、経理担当の役職員と同様、「監査における不正リスク対応基準」を踏まえた監査対応の理解が不足していることに加え、上場企業における決算開示の重要性に対する感度の低さに起因していると考えられる。

当委員会のヒアリングによれば、RHD グループの役職員の中には、調査によって事実関係や影響額がある程度確定した時点で監査法人に報告すれば足り、調査中で未確定の間は報告する必要はないと考えているように見受けられる者が複数存在しており、明らかな理解不足が認められる。

今後の再発防止のためには、不正リスクが発覚した場合の監査法人への報告の必要性や報告を怠った場合に監査に与える影響などについて改めて研修・教育を実施し、決算開示の重要性に関する役職員の意識改革を図ることが必要である。

第6 結語

当委員会による調査の対象となった本事案については、確かに VWPG の従業員によるコンプライアンス違反（会社に対して何ら申告しないまま、自らの妻が経営する企業との取引を行う行為）が認められた。しかし、当該従業員がかかる取引を開始した動機としては、半導体市況が混乱する中でスムーズに市場在庫品を仕入・調達することで VWPG のビジネスを拡大したいという面があったことも事実であり、また、著しく不合理な取引条件であったという事情も認められなかった。さらに、本事案による VWPG の損害額（逸失利益の額）も最大で約 113 百万円であり、W1 社報告書等で指摘されていた金額よりも遙かに小さい額であり、広範なアンケート調査を実施した結果、類似事案も発見されなかった。

以上のとおり、本事案は、RHD グループにおいて重大な会計不正が行われていたとは評価されない事案であったにもかかわらず、監査法人からスケジュールどおりに監査意見を得ることができずに定時株主総会を継続会としなければならないという重大な事態を招いたのは、ひとえに 2021 年 12 月末に W1 社報告書を受領した後の一連の対応の不備によるものにほかならない。

RHD グループでは、疑義事象が発見された場合には速やかにコンプライアンス委員会に報告し、コンプライアンス委員会の指示・助言に基づき調査対応を進めるという仕組みが構築されていたにもかかわらず、実際にはグループコンプライアンス規程どおりの運用は行われず、責任の所在が不明確なまま、一部の役職員の間で協議して調査対応が進められていた。その結果、決算のタイミングで経理部・監査等委員会に対して適切な情報共有が行われず、監査法人にも適切な報告がされなかった。

もともと、当委員会の調査の結果、適切な情報共有・報告がなされなかった背景に意図的なものは認められず、単純な理解不足・感度の低さによるものと認められる。経理担当の役職員のみならず、本事案の調査に関与した RHD グループの全役職員において、「監査における不正リスク対応基準」を踏まえた監査対応に関する理解が不足しており、上場企業としての決算開示の重要性に関する感度が低かった。このことが、監査法人から意見が出ないという重大な事態を招いた最大の要因であったと考えられる。

本事案を契機とした一連の対応を反省材料として、今後の監査法人との情報共有・連携のあり方を見直す契機としていただきたいと切に希望する次第である。

以上

別紙 1

ヒアリング対象者一覧

1. 本件調査

No	対象者	回数	日付
1	A 氏	1	6 月 13 日
		2	6 月 24 日
		3	7 月 7 日
		4	7 月 8 日
		5	7 月 11 日
		6	7 月 12 日
		7	7 月 13 日
		8	7 月 14 日
		9	7 月 15 日
		10	7 月 18 日
		11	7 月 19 日
		12	7 月 20 日
		13	7 月 22 日
2	R1 氏	1	6 月 23 日
3	Y 事務所 Y 弁護士	1	6 月 24 日
4	W1 社本件調査関係者 W4 氏 W5 氏 W6 氏 W7 氏	1	6 月 22 日
5	R2 氏	1	7 月 4 日
6	R5 氏	1	7 月 5 日
7	R7 氏	1	7 月 7 日
		2	7 月 23 日
8	R18 氏	1	7 月 8 日
9	R6 氏	1	7 月 8 日
10	R4 氏	1	7 月 13 日

		2	7月22日
11	R13氏	1	7月13日
		2	7月22日
12	B氏	1	7月15日
13	監査法人 Z氏	1	7月19日
14	W4氏	1	7月19日
15	C氏	1	7月20日
16	R14氏	1	7月20日
17	R9氏	1	7月21日
18	R10氏	1	7月21日
19	内部統制関連 R17氏 R4氏 R18氏	1	6月23日
20	V2氏	1	7月18日
		2	7月20日
21	V4氏	1	7月18日

2. 件外調査

No	対象者	回数	日付
1	X1 氏	1	7月12日
		2	7月22日
2	X2 氏	1	7月18日
		2	7月21日
3	X3 氏	1	7月18日
4	X4 氏	1	7月16日
		2	7月20日
5	X5 氏	1	7月16日
		2	7月20日
6	X6 氏	1	7月17日

別紙 2

デジタル・フォレンジックの概要

1 本調査での実施事項

(1) 保全対象データ及び機器

当委員会がデジタル・フォレンジックの対象とした保全機器の概要、並びに本調査におけるデータ保全対象の概要は、以下のとおりである。

① メールサーバ

VWPG の現行メールシステムは Microsoft Office365 (以下「Office365」という。) であり、各役職員のメールボックスの容量制限はない。また、特定の日数が経過したことによりメールデータが自動的に削除される設定は行われていない。

また、Office365 が導入される前に使用していたメールシステムは Microsoft Exchange 2007 (以下「Exchange 2007」という。) であり、Office365 同様、各役職員のメールボックスの容量制限はなく、特定の日数が経過したことによりメールデータが自動的に削除される設定は行われていない。

なお、Office365 及び Exchange 2007 のいずれも、ユーザーがメールを削除した場合であってもサーバ上に当該メールが残る仕様である。

② A 氏の PC と携帯端末

A 氏が海外赴任時に日本から持参した業務用 PC は、データの保全を行ったものの、ハードディスクが暗号化されており、当時の復号キーの情報が判明しなかったことからデータの復号化ができず、レビューを実施することができなかった。

なお、A 氏は 2020 年頃から古くなった会社貸与の業務用 PC ではなく、個人所有の PC を使用していたため、本人の同意を得た上で、個人所有の PC (MacBook) と携帯 (iPhone 13 Pro Max) のデータを保全した。ただし、データ保全に先立ち、A 氏の個人所有の PC は、2022 年 5 月 20 日に、W1 社が業務関連のソフトウェアやメール、ファイルなどを削除させた旨、RHD から説明を受けている。加えて、A 氏自身が証言していたとおり、コミュニケーションツール (WeChat) のデータも削除されていた。

(2) デジタル・フォレンジック手続の概要

当委員会は、以下の方法でデータ保全を実施し、保全したメールサーバデータに

について、Relativity 社製のレビュー環境である Relativity 10.1.290.1 を用いてレビューを実施した。

① メールサーバ

当委員会は、VWPG のメールサーバを管理している W1 社より、職員 9 名の全メールデータを受領し保全した。そのうち、後記のレビュー対象者 5 名のデータをプロセッシングした後にレビュー環境に取込み (956, 320 件)、データの重複排除処理等を行い、主にキーワード検索等により抽出した 17, 785 件に対して、ドキュメントレビューを実施した。

② A 氏の PC と携帯端末

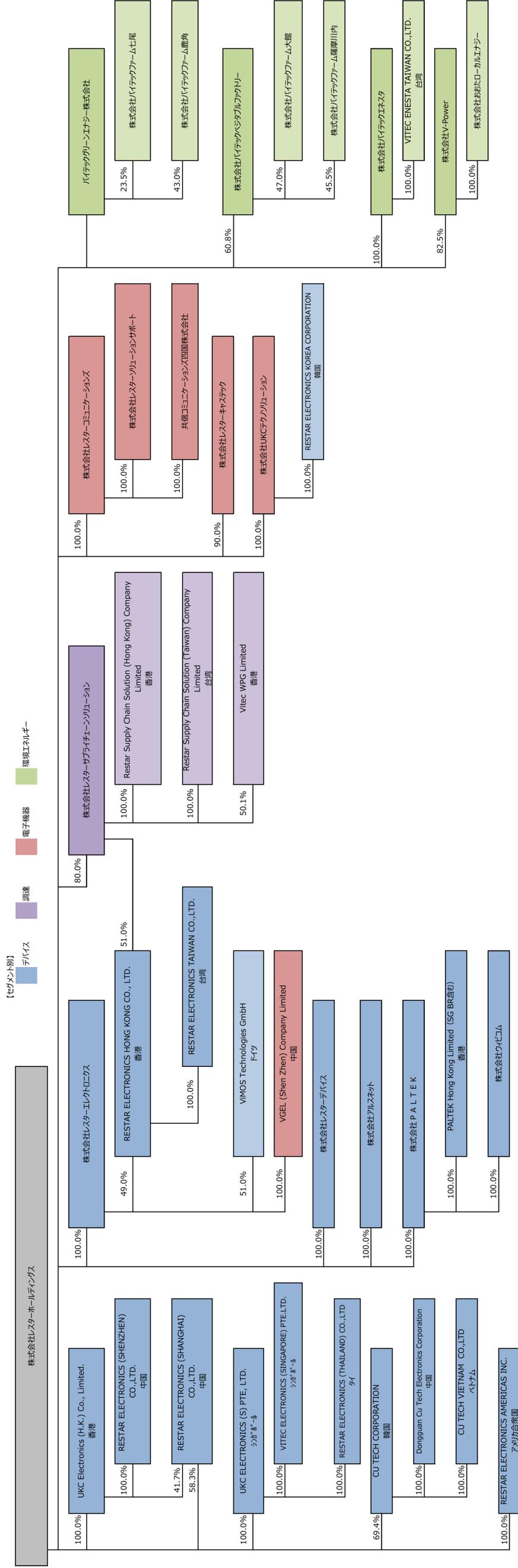
当委員会は、A 氏の個人所有の PC のデータを保全し、プロセッシングした後にレビュー環境に取込み (18, 927 件)、データの重複排除処理等を行い、キーワード検索やフォルダ名検索等にヒットをした 846 件に対して、ドキュメントレビューを実施した。また、A 氏の携帯端末のデータも保全し、プロセッシングした後に、別のレビュー用の環境にデータを保存し、キーワード検索を行わず、HTML ファイル 27 件に対してドキュメントレビューを実施した。

2 レビュー対象者

レビュー対象者は以下のとおりである。

氏名	所属	役職
A 氏	VWPG/Shenzhen Office	Branch Manager
R1 氏	VWPG/Hong Kong (HQ)	Managing Director
V1 氏	VWPG/Hong Kong (HQ)	Senior Sales Executive
V11 氏	VWPG/Hong Kong (HQ)	Sales Assistant
V4 氏	VWPG/Shenzhen Office	Sales Assistant

相関図



別紙 4

E 社（B 氏）が指定する支払先 32 社

No	会社名
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
27	
28	
29	
30	
31	
32	